法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示



2015年未来世代のための

ウェルビーイング法（2015年ウェールズ）

2015 ウェールズ議会制定法第2号

ウェールズ議会による法律。本法は、公的機関に対し、持続可能な開発の原則に則った方法で、ウェールズの経済的、社会的、環境的および文化的なウェルビーイングを追求するための措置を講じることを義務付ける規定を設けるものとする。公的機関に対し、当該措置について報告することを義務付けること；本法に従って公的機関が措置を講じる際に助言および支援を行う「未来世代コミッショナー」を設置すること；地域自治体管轄区域内に公的サービス会議を設置すること；当該会議に対し、管轄区域内の経済的、社会的、環境的および文化的ウェルビーイングの追求に向けた計画策定および措置を講じることを義務付ける規定を設けること；ならびに関連する目的のため。 [2015年4月29日]

ウェールズ議会において可決され、女王陛下の裁可を受けたため、以下の通り制定する。

第1部

序文

1 概要

(1) 本節は、本法の主な規定の概要である。

(2) 本法の第2部では—

(a) 「持続可能な開発」の意味を説明し、公的機関に対し持続可能な開発を実施することを義務付けている（第2条および第3条）；

(b) 公的機関に対し、ウェルビーイング目標の達成に寄与するウェルビーイング目標を設定し、それらの目標を達成するための措置を講じることを義務付けている（第3条）

(c) 公的機関に対し、持続可能な開発の原則に従ってこれらの措置を講じることを義務付けている（第3条）；

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認された
すべての改正を反映。将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

(d) ウェルビーイング目標とは何か、また持続可能な開発の原則に従って行動することの意味について説明（第4条および第5条）；

(e) ウェールズのウェルビーイング目標の達成に向けた進捗状況を測定する指標（第10条）およびウェールズのウェルビーイングに関する未来動向報告書（第11条）を、ウェールズ大臣が公表することを義務付けている；

(f) 各機関に対し、ウェルビーイング目標の達成に向けた進捗状況を毎年報告することを義務付ける（第12条、第13条および別表1）；

(g) ウェールズ監査役に対し、公的機関が持続可能な開発の原則に従って目標を設定し、その達成に向けた措置を講じている程度について調査を行うことを義務付けている（第15条）。

(3) 本法の第3部—

(a) ウェールズ未来世代コミッショナーの職を設置する（第17条および別表2）；

(b) コミッショナーが、公的機関が持続可能な開発の原則に従ってウェルビーイング目標を設定し、その達成に努めている状況を監視・報告することにより、未来世代のニーズを促進することを規定している（第18条）；

(c) コミッショナーが公的機関の審査を実施することを規定している（第20条）；

(d) コミッショナーの助言委員会を設置する（第26条から第28条）。

(4) 本法の第4部—

(a) ウェールズの各地域自治体区域ごとに公的サービス会議を設置し、同会議が協力できるその他の主体を規定している（第1章）；

(b) 各会議に対し、ウェルビーイング目標の達成に寄与することにより、管轄区域のウェルビーイングを向上させることを義務付けており、そのために、管轄区域内のウェルビーイング状況を評価し、ウェルビーイング目標の達成に向けた（当該区域内における）会議の貢献を最大化するように設計された地域目標を設定し、それらの目標を達成するための措置を講じなければならない（第2章、第36条）；

(c) 会議に対し、持続可能な開発の原則に従ってこれらの措置を講じることを義務付けている（第2章第36条）；

(d) 会議に対し、地域のウェルビーイング活動目標およびそれらを達成するために講じる措置を定めた地域ウェルビーイング計画を公表することを義務付けている（第2章第39条）；

(e) 地域ウェルビーイング計画がコミュニティ・カウンシルにどのように適用されるか、またその方法を通じてコミュニティ・カウンシルが当該地域の公的サービス会議の活動にどのように貢献できるかについて、具体的な規定を設けている（第2章第40条）；

(f) 会議が合併またはその他の形で協力すること [F1 、および分離すること]を規定している（第3章）。

条文の改正

F1 第1条(4)(f)項の文言は、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）により（2021年3月20日）挿入された。
第175条(3)(q)、**付則14第1(2)項**

施行に関する情報

I1 第1条は、S.I. **2015/1785第2条(a)**により、2015年10月16日に施行された

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

第2部

ウェルビーイングの向上

持続可能な開発と公的機関のウェルビーイング義務

2 持続可能な開発

本法において、「持続可能な開発」とは、ウェールズの経済的、社会的、環境的および文化的なウェルビーイングを向上させるためのプロセスを指し、これには、ウェルビーイング目標（第4条参照）の達成を目的として、持続可能な開発の原則（第5条参照）に従って措置を講じることが含まれる。

施行に関する情報

I2 第2条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

3 公的機関のウェルビーイング義務

(1) 各公的機関は、持続可能な開発を推進しなければならない。

(2) 公的機関が持続可能な開発を推進するために講じる措置には、以下が含まれなければならない。

(a) 各ウェルビーイング目標の達成への貢献を最大化するように設計された目標（「ウェルビーイング活動目標（well-being objectives）」）を設定し、公表すること、および

(b) （その職務の遂行において）当該活動目標を達成するためにあらゆる合理的な措置を講じること。

(3) ウェールズ全域に関して職務を行使する公的機関は、ウェールズ全体またはその一部に関する活動目標を設定することができる。

(4) ウェールズの一部にのみ関連する職務を遂行する公的機関は、その一部またはその任意の部分に関連する活動目標を設定することができる。

施行に関する情報

I3 S.I. 2016/86 第 3 **条**により、2016 年 4 月 1 日に**第 3 条が**施行された。

4 ウェルビーイング目標

ウェルビーイング目標は、表1に列挙され、説明されている—

表1

目標	目標の説明
繁栄するウェールズ。	革新的で生産性の高い低炭素社会。それは、地球の環境容量の限界を認識した社会であって、（気候変動対策を含め、）資源を効率よく比例的に用いる。また、技能を持ち十分に教育を受けた労働人口を育成し、富を生み、雇用機会を提供し、人々は生み出された富を[F2 公正な労働]を確保しつつ活用する社会である。

社会的耐性のある（レジリエントな）ウェールズ。	生物多様性に富む自然環境を維持し、向上する国。健全に機能する生態系を持つ。社会的、経済的、生態学的な耐性（レジリエンス）と、変化（気候変動）への適応力を支える。
より健康なウェールズ。	人々の心身の健康が最大限に保たれ、将来の健康に資する選択や行動が理解される社会。
より平等なウェールズ。	背景や状況（社会経済的背景や状況を含む）にかかわらず、人々が自らの可能性を十分に発揮できる社会。
結束の強いコミュニティが息づくウェールズ。	魅力的で、持続可能で、安全かつ交通の便が良い地域社会。
活気あふれる文化と、繁栄するウェールズ語が息づくウェールズ。	文化、遺産、ウェールズ語を促進・保護し、人々が芸術、スポーツ、レクリエーションに参加することを奨励する社会。
グローバルに責任を持つウェールズ。	ウェールズの経済的、社会的、環境的、文化的ウェルビーイングを向上させるあらゆる施策において、その施策が地球規模のウェルビーイングに積極的な貢献をもたらすかどうかを考慮する国。

条文の修正

F2 第 4 条の表 1 の文言は、2023 年社会パートナーシップおよび公共調達（ウェールズ）法（asc 1）**第 20 条**、第 48 条(1)、S.I. 2023/794 第 3 条(d) により（2024 年 4 月 1 日）置き換えられた。

施行に関する情報

I4 第4条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された

5 持続可能な開発の原則

(1) 本法において、公的機関が「持続可能な開の原則に従って」何らかの行為を行うとの言及は、将来世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現世代のニーズを満たすよう行動しなければならないことを意味する。

(2) そのように行動するため、公的機関は以下の事項を考慮しなければならない—

(a) 短期的なニーズと、長期的なニーズを満たす能力を保全する必要性とのバランスを保つことの重要性。特に、短期的なニーズを満たすために行われた措置が、長期的に有害な影響を及ぼす可能性がある場合；

(b) 統合的なアプローチを取る必要性。具体的には、

(i) 当該機関のウェルビーイング活動目標が、各ウェルビーイング目標にどのような影響を及ぼし得るかを検討し、統合的なアプローチをとる必要性；

(ii) 当該機関のウェルビーイング活動目標が、互いに、あるいは他の公的機関の活動目標に影響を及ぼす場合、特に、当該機関が講じた措置が、ある活動目標の達成に寄与する一方で、別の活動目標の達成を阻害する可能性がある場合；

(c) ウェルビーイング目標の達成に関心を寄せる他の関係者を巻き込むことの重要性、および、それらの関係者が以下の地域の住民の多様性を反映していることを確保することの重要性—

(i) ウェールズ（当該機関がウェールズ全域に関して職務を遂行する場合）、または

(ii) 当該機関がその機能を行使するウェールズの特定地域；

(d) 他の者との連携（または当該機関の異なる部門間の連携）が、当該機関のウェルビーイング活動目標の達成、あるいは他の機関の活動目標達成にどのように寄与し得るか；

(e) 問題の発生や悪化を防ぐために資源を投入することが、当該機関のウェルビーイング目標、または他の機関の目標の達成にどのように寄与し得るか。

施行に関する情報

I5 第5条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

6 「公的機関」の定義

(1) 本法のこの部および第3部の目的上、以下の各者は「公的機関」である—

(a) ウェールズ大臣；

(b) 地域自治体；

[F3 (ba) 法人合同会議；**]**

(c) 地方保健会議；

(d) 以下のNHSトラスト—

(i) ウェールズ公衆衛生局；

(ii) Velindre；

[F4 (iii) ウェールズ救急サービス大学NHSトラスト；**]**

[F5 (da) 2006年国民保健サービス（ウェールズ）法第22条に基づき設立された以下の特別保健当局—

(i) ウェールズ・デジタル・ヘルス・アンド・ケア；

(ii) ウェールズ保健教育・改善機構；**]**

(e) ウェールズにある国立公園の国立公園管理機関；

(f) ウェールズの消防・救助機関；

(g) ウェールズ天然資源機構；

(h) **[**F6 高等教育・研究会議；**]**

(i) ウェールズ芸術評議会；

(j) ウェールズスポーツ評議会；

(k) ウェールズ国立図書館；

(l) ウェールズ国立博物館。

[F7 (m) ウェールズ社会ウェルビーイング局；

(n) ウェールズ歳入庁；

(o) Transport for Wales（会社番号 09476013）；

(p) Centre for Digital Public Services Limited（会社番号 09341679）；

(q) ウェールズ資格認定機構。**]**

(2) 第52条は、ウェールズ大臣が「公的機関」の定義を改正することを可能としている。

(3) 第4部の第1章では、第(1)項に公的機関として列挙されている者（および公的性質の職務を行使する特定のその他の者）が、同部に基づき設立された公的サービス会議の委員、招待参加者、またはその他のパートナーとなることが規定されている。

条文の修正

F3 第6条(1)(ba)は、2021年12月3日付けで「2021年企業合同会議（2015年未来世代のためのウェルビーイング法（ウェールズ）」の第1条(2)**および第2条(2)**により挿入された。

F4 第6条(1)(d)(iii)は、2024年6月30日に「2015年未来世代のためのウェルビーイング法（ウェールズ）（公的機関）（改正）規則2024」（S.I. 2024/775）の規則第1条(2)、**第2条(2)**により挿入された。

F5 第6条(1)(da)は、2024年6月30日に「2015年未来世代のためのウェルビーイング法（ウェールズ）（公的機関）（改正）2024年規則」（S.I. 2024/775）により挿入され、規則第1条(2)、**第2条(3)**に規定されている。

F6 第6条(1)(h)の文言は、2022年高等教育・研究（ウェールズ）法（asc 1）第148条(2)、**別表4第32項(2)**（第19条と併せて）により（2024年8月1日）置換された；S.I. 2024/806、第10条(1)（第10条(2)、第28条と併せて）

F7 第6条(1)(m)～(q)は、2024年6月30日に「2015年未来世代のためのウェルビーイング法（ウェールズ）機関）（改正）規則2024」（S.I. 2024/775）の規則第1条(2)、**第2条(4)**により挿入された。

施行に関する情報

I6 第6条は、S.I. **2015/1785の第2条(b)**により、2015年10月16日に施行された

ウェルビーイング活動目標（Well-being objectives）

7 ウェルビーイング活動目標に関する声明

(1) 公的機関は、ウェルビーイング目標（第8条または第9条に基づき改訂されたウェルビーイング目標を含む）を公表する際、併せて以下の声明を公表しなければならない。

(a) 当該公的機関が、当該活動目標の達成がウェルビーイング目標の達成に寄与すると考える理由を説明する声明；

(b) 当該公的機関が、持続可能な開発の原則に従ってウェルビーイング活動目標を設定したと考える理由を説明するものであり、これには、ウェルビーイング目標の達成に関心を持つ他の関係者をどのように関与させることを提案しているか、および、それらの関係者が以下の地域の住民の多様性を反映していることをどのように確保するかを説明するものである。

(i) ウェールズ（当該公的機関がウェールズ全域に関して職務を遂行する場合）、または

(ii) 当該公的機関が職務を遂行するウェールズの一部の住民の多様性を反映させるか；

(c) 当該原則に従ってこれらの活動目標を達成するために、公的機関が講じようとする措置を明示すること（これには、機関のガバナンス体制、措置の見直し方法、および当該措置を講じるために毎年資源が配分されるよう確保する方法を包含する）；

(d) 当該機関が活動目標を達成すると見込む期間を明記すること；

(e) 当該措置の実施および活動目標の達成に関して、当該機関が適切と認めるその他の情報を提供すること。

(2) 公的サービス会議の構成員でもある公的機関のウェルビーイング活動目標は、当該会議の地域ウェルビーイング計画に盛り込まれることがある（第4部の第1章および第2章を参照）。

施行に関する情報

I7 第7条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

8 ウェールズ大臣のウェルビーイング活動目標

(1) ウェールズ大臣のウェルビーイング活動目標は、設定され、公表されなければならない—

(a) 本条の施行後に実施される最初の総選挙の日から6か月以内、かつ

(b) その後の各総選挙の日から6ヶ月以内。

(2) ウェールズ大臣のウェルビーイング活動目標は、以下の期間について設定されなければならない。

(a) 第7条(1)に基づき公表された声明においてその目的のために指定された日から始まり、

(b) 2006年ウェールズ政府法（c.32）第3条に基づく次回の通常総選挙の日をもって終了する期間。

(3) ウェルビーイング目標が改正された場合、ウェールズ大臣は自らのウェルビーイング活動目標を見直さなければならない。

(4) 第(3)項に基づく見直しにおいて、ウェールズ大臣が、そのウェルビーイング活動目標のうち1つ以上がもはや適切でないと判断した場合、当該活動目標を改定しなければならない。

(5) ウェールズ大臣は、その他のいかなる時点においても、そのウェルビーイング活動目標を見直し、改訂することができる。

(6) 第（4）項または第（5）項に基づき改訂されたウェルビーイング活動目標は、第（2）項で言及されている期間の残りの期間について設定されなければならない。

(7) ウェールズ大臣が第(4)項または第(5)項に基づきウェルビーイング活動目標を改定する場合、合理的に実行可能な限り速やかに、その内容を公表しなければならない。

(8) ウェールズ大臣は、ウェルビーイング活動目標を設定または改定するにあたり、第23条に基づくコミッショナーの報告書を考慮に入れなければならない。

(9) 第(1)項において、「総選挙」とは、次のものをいう。

(a) 2006年ウェールズ政府法（c.32）第3条に基づく通常総選挙において行われる投票、または

(b) 同法第5条に基づく臨時総選挙において行われる投票。

施行に関する情報

I8 第8条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

[F8 8A 企業合同会議のウェルビーイング目標

(1) 2022年1月1日以前に設立された企業合同会議は、そのウェルビーイング目標を設定し、公表しなければならない—

(a) 遅くとも2023年4月1日までに、および

(b) その後、当該会議が適切と認める時期。

(2) 2022年1月1日以降に設立された企業合同会議は、ウェルビーイング活動目標を策定し、公表しなければならない—

(a) 当該企業合同会議が設立された日から12ヶ月以内、および

(b) その後、適切と認める時期。

(3) ウェルビーイング目標が修正された場合、企業合同会議は、そのウェルビーイング活動目標を見直さなければならない。

(4) 第(3)項に基づく見直しにおいて、企業合同会議が、そのウェルビーイング活動目標のうち1つ以上がもはや適切でないと判断した場合、当該活動目標を改訂しなければならない。

(5) 企業合同会議は、その他のいかなる時点においても、そのウェルビーイング活動目標を見直し、改訂することができる。

(6) 企業合同会議が第(4)項または第(5)項に基づきウェルビーイング活動目標を改訂する場合、合理的に実行可能な限り速やかに、それらを公表しなければならない。

(7) 企業合同会議は、ウェルビーイング活動目標を設定または改定するにあたり、第23条に基づくコミッショナーの報告書を考慮に入れなければならない。**]**

条文の改正

F8 第8A条は、2021年企業合同会議（2015年未来世代のためのウェルビーイング法（ウェールズ）改正）規則2021（S.I. 2021/1360）の規則1(2)、**2(3)**により（2021年3月12日）挿入された。

9 その他の公的機関のウェルビーイング活動目標

(1) 本節における「公的機関」への言及には、ウェールズ大臣 **[**F9 または法人合同会議**]**は含まれない。

(2) 公的機関のウェルビーイング活動目標は、以下の期日までに設定され、公表されなければならない—

(a) 本節の施行後の最初の会計年度の開始日までに、および

(b) その後、当該機関が適切と認める時期。

(3) ウェルビーイング目標が修正された場合、公的機関はそのウェルビーイング活動目標を見直さなければならない。

(4) 第(3)項に基づく見直しにおいて、公的機関が、そのウェルビーイング活動目標のうち1つ以上がもはや適切でないと判断した場合、当該活動目標を改訂しなければならない。

(5) 公的機関は、その他のいかなる時点においても、そのウェルビーイング活動目標を見直し、改訂することができる。

(6) 公的機関が、**第** 項 **[**F10 (4) または (5)**]** に基づきウェルビーイング活動目標を改訂する場合、合理的に実行可能な限り速やかに、その内容を公表しなければならない。

(7) ウェルビーイング活動目標の設定または改定に際し、公的機関は、第23条に基づくコミッショナーの報告書を考慮に入れなければならない。

条文の改正

F9 第9条(1)の文言は、2021年法人合同会議（未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）改正）規則2021（S.I. 2021/1360）の規則1(2)、**2(4)**により挿入された（2021年12月3日）。

F10 第9条(6)の文言は、2023年社会パートナーシップ及び公共調達（ウェールズ）法（asc 1）**第47条**、第48条(1)、並びにS.I. 2023/794第2条(n)により（2023年7月29日）置換された。

修正等（本文の変更を伴わないもの）

C1 第9条(2)(a)は、2024年6月30日に「未来世代のためのウェルビーイング法（2015年ウェールズ）（公的機関）（改正）規則2024」（S.I. 2024/775）の第1条(2)**および第3条により**改正された。

C2 第9条(2)(a)は、2024年8月1日に「2022年高等教育・研究（ウェールズ）法（施行第4号および経過的・移行的規定）2024年命令」（S.I. 2024/806）**第43条**（第28条と併せて）により改正された。

施行に関する情報

I9 第9条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

目標達成に向けた実績の測定

10 全域指標および年次ウェルビーイング報告書（annual well-being report）

(1) ウェールズ大臣は、以下の措置を講じなければならない—

(a) ウェルビーイング目標の達成に向けた進捗状況を測定する目的で適用されるべき指標（「全域指標」）を公表し、かつ

(b) 全域指標の写しをウェールズ議会に提出しなければならない。

(2) 全域指標とは—

(a) 特定の成果に対して定量的または定性的に測定可能な値または特性として表されなければならない；

(b) ウェールズ大臣が適切と認める期間にわたって測定されるものであってもよい；

(c) ウェールズ全体またはウェールズのいずれかの地域に関して測定可能であるものとする。

(3) ウェールズ大臣は、ウェルビーイング目標の達成に向けた進捗状況を測定するのに役立つとウェールズ大臣が考える、全域指標に関連するマイルストーンを設定しなければならない。

(4) マイルストーンを設定するにあたり、ウェールズ大臣は以下を明示しなければならない—

(a) そのマイルストーンが達成されたかどうかを判断するための基準（指標の測定対象となる値または特性を参照して）、および

(b) そのマイルストーンを達成すべき期限。

(5) ウェルビーイング目標が改正された場合、ウェールズ大臣は全域指標およびマイルストーンを見直さなければならない。

(6) 第(5)項に基づく見直しにおいて、ウェールズ大臣が、1つ以上の全域指標またはマイルストーンがもはや適切でないと判断した場合、当該指標またはマイルストーンを改訂しなければならない。

(7) ウェールズ大臣は、その他のいかなる時点においても、全域指標およびマイルストーンを見直し、改訂することができる。

(8) ウェールズ大臣が第(6)項または第(7)項に基づき全域指標およびマイルストーンを改訂する場合、合理的に実行可能な限り速やかに、

(a) 改訂された指標およびマイルストーンを公表し、

(b) その写しを議会に提出しなければならない。

(9) ウェールズ大臣は、全域指標およびマイルストーン（第(6)項または第(7)項に基づき改訂された指標およびマイルストーンを含む）を公表する前に、以下の者との協議を行わなければならない—

(a) コミッショナー；

(b) その他の公的機関；

(c) その他、適切と認める者。

(10) ウェールズ大臣は、第(1)項に基づき全域指標が公表された日以降に開始する各会計年度について、全域指標およびマイルストーンを参照し、ウェルビーイング目標の達成に向けた進捗状況に関する報告書（「年次ウェルビーイング報告書」）を公表しなければならない。

(11) 第(10)項に基づく年次ウェルビーイング報告書には、各指標の測定がどの期間を対象とするかを明記しなければならない。

施行に関する情報

I10 S.I. 2015/1785 **第2条(c)**により、2015年10月16日に第10条が施行された。

11 将来動向報告書（Future trends report）

(1) ウェールズ大臣は、総選挙の日から起算して12か月の期間内に、以下の内容を含む報告書（「将来動向報告書」）を公表しなければならない。

(a) ウェールズの経済的、社会的、環境的および文化的ウェルビーイングにおける将来の見込みに関する予測、ならびに

(b) ウェールズ大臣が適切と認める関連する分析データおよび情報。

(2) 将来動向報告書を作成するにあたり、ウェールズ大臣は、以下のことを行わなければならない。

(a) 国連が「国連持続可能な開発目標（SDGs）」に関連して講じた措置を勘案し、その措置がウェールズの経済的、社会的、環境的および文化的ウェルビーイングに及ぼす潜在的な影響を評価すること、および

(b) 2008年気候変動法（c.27）第56条(6)に基づき、ウェールズ大臣に直近で送付された、気候変動の現在および予測される影響が英国にもたらすリスクの評価を含む報告書を考慮に入れなければならない。

(3) 第(2)(a)項において、「国連持続可能な開発目標」とは、 [F11 2015年9月25日の国連総会決議A/Res/70/1により採択された『私たちの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』に定められた目標]をいう。

(4) 第(1)項における総選挙の日付への言及は、2006年ウェールズ政府法（c.32）第3条に基づき（または同法第5条(5)の規定がなければ）行われる通常の総選挙が行われる日付を指す。

条文の修正

F11 第11条(3)の文言は、2016年環境（ウェールズ）法（anaw 3）第88条(2)(a)、**付則第2の付則第10(2)項**

施行に関する情報

I11 第11条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

12 ウェールズ大臣による年次報告書

(1) ウェールズ大臣は、以下のことを行わなければならない。

(a) 各会計年度について、ウェルビーイング活動目標の達成に向けた進捗状況に関する報告書を公表し、

(b) 当該報告書の写しを議会に提出しなければならない。

(2) 本条に基づく報告書を作成するにあたり、ウェールズ大臣は、そのウェルビーイング活動目標を見直さなければならない。

(3) 第(2)項に基づく見直しにおいて、ウェールズ大臣が、そのウェルビーイング活動目標のうち一つ以上がもはや適切でないと判断した場合、当該活動目標を改定し、改定後の活動目標を可能な限り速やかに公表しなければならない。

(4) ウェールズ大臣が第(3)項に基づき1つ以上の活動目標を改訂する場合、報告書には、その改訂内容および改訂の理由に関する説明を含めなければならない。

(5) 本条に基づく報告書は、当該報告書が関係する会計年度の終了後、合理的に実行可能な限り速やかに公表され、ウェールズ議会に提出されなければならない。

施行に関する情報

I12 S. 12は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日より施行

13 その他の公的機関による年次報告書

(1) 別表1は、ウェールズ大臣を除く各公的機関に対し、ウェルビーイング活動目標の達成に向けた進捗状況に関する年次報告書を公表することを義務付ける規定を設けている。

(2) 付表1、または同付表により改正された規定に基づき報告書を作成する際、公的機関は、そのウェルビーイング活動目標を見直さなければならない。

(3) 第(2)項に基づく見直しにおいて、公的機関が、そのウェルビーイング活動目標のうち1つ以上がもはや適切でないと判断した場合、当該目活動標を改訂し、改訂後の活動目標を可能な限り速やかに公表しなければならない。

(4) 公的機関が第(3)項に基づきその活動目標の1つ以上を改訂する場合、報告書には、その改訂内容および改訂の理由に関する説明を含めなければならない。

施行に関する情報
I13 第13条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

ガイダンス

14 *ガイダンス*

(1) ウェールズ大臣は、本編に基づく職務の遂行について、他の公的機関に対し指針を発出しなければならない。

(2) 公的機関は、本編に基づく職務を遂行するにあたり、当該指針を考慮しなければならない。

施行に関する情報
I14 第14条は、S.I. 2015/1785 **第2条(d)**により、2015年10月16日に施行された。

ウェールズ監査役の役割

15 持続可能な開発の原則：監査役による審査

(1) ウェールズ監査役は、以下の場合、当該公的機関が持続可能な開発の原則に従って行動した程度を評価する目的で、当該公的機関に対する調査を実施することができる。

(a) ウェルビーイング活動目標を設定する際、および

(b) 当該活動目標を達成するための措置を講じている場合。

(2) 監査役は、第(6)項に規定する期間中に、各公的機関について少なくとも1回、かかる調査を実施しなければならない。

(3) 第(6)項で言及される期間が終了する前に、監査役は、その期間中に第(1)項に基づき実施された監査の結果について、ウェールズ議会に報告しなければならない。

(4) 監査役は、第(3)項に基づき作成された報告書をウェールズ議会に提出しなければならない。

(5) 第(1)項に基づく審査を行うにあたり、監査役は、以下のことを行わなければならない。

(a) ウェールズ未来世代コミッショナー（第３部参照）が当該公的機関に対して行った助言または支援、あるいは当該機関に対する審査および勧告を勘案し、かつ

(b) 同コミッショナーと協議しなければならない。

(6) 第(2)項及び第(3)項に規定する期間—

(a) 2006年ウェールズ政府法第3条に基づき通常総選挙が行われる日の1年前に当たる日から開始し、

(b) 次回の当該選挙が行われる日の1日および1年前となる日に終了する。

修正等（本文の変更なし）

C3 第15条（暫定）は、2024年6月30日付の「2015年未来世代のためのウェルビーイング法（ウェールズ）（公的機関）（改正）規則2024」（S.I. 2024/775）の第1条(2)**および第4条により**改正された。

C4 第15条(2)(3)(6)(a)は、2015年「未来世代のためのウェルビーイング法（ウェールズ）」2015年（付随規定）規則（第1924号）（2015年11月23日）により改正され、規則第1条(2)、**第3条が適用される**。

施行に関する情報

I15 S.I. 2016/86 **第3条**により、第15条は2016年4月1日に施行

持続可能な開発の推進

16 持続可能な開発の促進

2006年ウェールズ政府法（c.32）第79条（持続可能な開発）を次のように置き換える—

「**79 持続可能な開発**

(1) ウェールズ大臣は、その職務の遂行にあたり、持続可能な開発を促進するための適切な措置を講じなければならない。

(2) 各会計年度終了後、ウェールズ大臣は、当該会計年度中に効力を有した第(1)項に基づき講じられた措置に関する説明を含む報告書を公表し、その写しを議会に提出しなければならない。

(3) 第(1)項に言及される措置は、「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」第(2)条（持続可能な開発の原則に従い、活動目標を設定し、その達成に向けた措置を講じるウェールズ公的機関の義務）に基づき、その職務を遂行するウェールズ大臣によって講じられることができる。

施行に関する情報
I16 第16条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

第3部

ウェールズ未来世代コミッショナー

コミッショナー

17 ウェールズ未来世代コミッショナー

(1) ウェールズの未来世代コミッショナー（本法において「コミッショナー」という）を置くものとする。

(2) コミッショナーは、ウェールズ大臣によって任命される個人とする。

(3) 第（2）項に基づく任命を行う前に、ウェールズ大臣は、ウェールズ議会の所管会議を通じて同議会と協議しなければならない。

(4) 別表2には、コミッショナーに関するさらなる規定が定められている。

施行に関する情報
I17 第17条は、S.I. **2015/1785第2条(e)**により、2015年10月16日に施行された。

18 コミッショナーの一般的な義務

コミッショナーの一般的な義務は、以下の通りである。

(a) 持続可能な開発の原則を推進すること、特に—

(i) 未来世代が自らのニーズを満たす能力の守護者としての役割を果たすこと、および

(ii) 公的機関に対し、その活動が及ぼす長期的な影響をより一層考慮するよう促すこと、および

(b) そのために、公的機関が定めたウェルビーイング活動目標がどの程度達成されているかを監視し、評価すること。

施行に関する情報
I18 第18条は、S.I. 2016/86**第2条**により、2016年2月1日に施行された。

コミッショナーの職務

19 コミッショナーの職務

(1) コミッショナーは、その一般的な職務を遂行するにあたり、—

(a) 公的機関に対し助言または支援を行うこと（これには気候変動に関する助言の提供を含む）；

(b) ウェールズ監査役に対し、持続可能な開発の原則に関する助言を行うこと；

(c) 公的サービス会議に対し、その地域ウェルビーイング計画（local well-being plan）の策定に関して助言または支援を行うこと（第42条参照）；

(d) コミッショナーが、ウェルビーイング目標の達成に寄与しうる措置を講じている（または講じようとしている）と認めるその他の者に対し、助言または支援を行うこと；

(e) 持続可能な開発の原則に従い、ウェルビーイング活動目標を達成するための措置を講じるにあたり、公的機関の間でベストプラクティスを促進すること；

(f) 持続可能な開発の原則に従ってウェルビーイング活動目標を達成するための措置を講じる必要性について、公的機関の認識を高めること；

(g) ウェルビーイング活動目標の達成に資する場合、公的機関が相互に、またその他の者と連携するよう奨励すること；

(h) コミッショナーの職務の遂行に関して、助言委員会（第26条参照）の助言を求めること。

(2) コミッショナーは、以下の事項について調査またはその他の研究を行うことができる。

(a) ウェルビーイング目標および全域指標が、持続可能な開発の原則とどの程度整合しているか、

(b) 全域指標において持続可能な開発の原則がどの程度考慮されているか、

(c) 持続可能な開発の原則そのもの（活動目標の設定および達成への適用方法を含む）、ならびに

(d) これらに関連し、ウェールズ（またはウェールズのいかなる地域）の経済的、社会的、環境的、文化的ウェルビーイングに影響を及ぼすあらゆる事項。

(3) 本節における「公的機関への支援の提供」への言及には、財政的支援の提供は含まれない。

施行に関する情報

I19 第19条は、S.I. 2016/86**第2条**により、2016年2月1日に施行された。

20 コミッショナーによる審査

(1) コミッショナーは、第3条に基づき公的機関が行う措置の長期的な影響を考慮し、当該機関が未来世代が自らのニーズを満たす能力をどの程度保護しているかについて、審査を行うことができる。

(2) 審査を行うにあたり、コミッショナーは以下について審査することができる。

(a) 当該機関が、そのウェルビーイング活動目標を達成するために講じた、または講じることを提案している措置；

(b) 当該公的機関がウェルビーイング活動目標をどの程度達成しているか；

(c) 当該公的機関が、持続可能な開発の原則に従ってウェルビーイング活動目標を設定し、その達成に向けた措置を講じているか否か。

(3) 審査を行うにあたり、コミッショナーは、第15条に基づきウェールズ監査役が当該公的機関に対して行ったあらゆる調査に配慮しなければならない。

(4) 審査を行うにあたり、コミッショナーは、以下の事項について当該公的機関に対し勧告を行うことができる。

(a) 当該機関がウェルビーイング活動目標を達成するために講じた、または講じることを提案している措置；

(b) 持続可能な開発の原則に従って、ウェルビーイング活動目標を設定し、その達成に向けた措置を講じる方法。

(5) コミッショナーは、2つ以上の公的機関について、単一の審査を実施することができる。

(6) コミッショナーは、審査報告書（なされた勧告を含む）を公表し、その写しをウェールズ大臣に送付しなければならない。

(7) 審査を行うにあたり、コミッショナーは、当該審査に関連するとコミッショナーが認める情報を、公的機関に提供するよう要求することができる。

(8) ただし、法令またはその他の法規範により情報の提供が禁止されている場合、公的機関はコミッショナーに情報を提供する必要はない。

施行に関する情報
I20 S.I. 2016/86 **第 2 条**により、2016 年 2 月 1 日に第 20 条が施行された。

21 コミッショナーによる勧告

(1) コミッショナーは、ウェールズ大臣に対して助言または支援を行う際、ウェルビーイング目標または全域指標について、大臣に対して勧告を行うこともできる。

(2) コミッショナーが本条に基づき勧告を行う場合、コミッショナーは当該勧告を公表しなければならない。

施行に関する情報
I21 S.I. 2016/86 **第2条**により、第21条は2016年2月1日に施行された。

22 勧告に従う義務

(1) 公的機関は、第20条(4)に基づきコミッショナーからなされた勧告に定められた措置に従うため、あらゆる合理的な措置を講じなければならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

(a) 当該公的機関が、特定の種類の事案において、あるいは一切、勧告に従わない正当な理由があると確信している場合、または

(b) 当該勧告の対象事項に関して、代替的な措置を決定した場合。

(2) ウェールズ大臣は、コミッショナーによる勧告への対応方法について、他の公的機関に対し指針を発出することができる。

(3) 当該勧告への対応を決定するにあたり、公的機関は当該指針を考慮に入れなければならない。

(4) 公的機関は、コミッショナーによる勧告に対する対応を公表しなければならず、勧告に従わない場合は、その対応にはその理由を記載し、代替措置がある場合には、その内容を説明しなければならない。

施行に関する情報

I22 S.I. 2016/86 **第2条**により、2016年2月1日より施行されたS. 22(1)(4)

I23 S.I. **2015/1785第2条(f)**により、2015年10月16日に施行された第22条(2)**I24**
S.I. **2015/1785第2条(g)**により、2015年10月16日より施行された第22条(3)

23 未来世代報告書（Future Generations report）

(1) コミッショナーは、各報告期間の終了前に、持続可能な開発の原則に従ってウェルビーイング活動目標を設定し達成するために、公的機関が講じるべき改善措置に関するコミッショナーの評価を盛り込んだ報告書を作成し、公表しなければならない。

(2) コミッショナーの報告書には、特に、公的機関が以下の点についてどのように取り組むべきかに関する評価を含めなければならない。

(a) 未来世代が自らのニーズを満たす能力をより適切に保障すること、および

(b) 自らの行動が及ぼす長期的な影響をより十分に考慮すべきか、についての評価を含まなければならない。

(3) 本節および第24条において、「報告期間」とは、以下の期間を指す。

(a) 第11条に基づく将来動向報告書（future trends report）が公表された日の翌日から始まり、

(b) 2006年ウェールズ政府法（c.32）第3条に基づく次回の総選挙の投票日が設定される日から1年前にあたる日の前日までとする。

(4) 第(1)項で言及されている評価に加え、本条に基づく報告書には、以下の内容も含まれなければならない—

(a) 報告期間中にコミッショナーが収集した証拠および実施した活動の概要（第24条参照）；

(b) 報告期間中にコミッショナーが実施した審査の概要（第20条参照）；

(c) 報告期間中にコミッショナーがその職務の遂行において講じたその他の措置の概要。

(5) 本条に基づく報告書には、以下の事項を含めることができる。

(a) 第19条第2項に基づき実施された調査その他の研究に関する説明；

(b) コミッショナーが適切と認めるその他の情報。

(6) コミッショナーは、本条に基づき公表された報告書の写しをウェールズ大臣に送付しなければならない。

(7) ウェールズ大臣は、第(6)項に基づき送付された報告書の写しを、ウェールズ議会に提出しなければならない。

(8) ウェールズ大臣は、規則により報告期間を改正することができる。

施行に関する情報

I25 第23条は一部施行済み。第23条は、2015年4月30日より特定の目的のために施行されている（第56条(1)(b)参照）。

I26 第23条は、S.I. 2016/86**第2条**により、2016年2月1日に施行された

24 未来世代報告書：報告期間中の活動

(1) 報告期間中（ただし、第23条に基づく報告書が公表される前）、コミッショナーは、以下の者との協議を行わなければならない—

(a) 助言委員会（第26条参照）；

(b) 各公的機関；

(c) ウェールズのボランティア団体の代表者；

(d) コミッショナーが、ウェルビーイング目標の達成に寄与しうる措置を講じている（または講じようとしている）と認めるその他の者；

(e) ウェールズの各地域自治体区域に居住する人々の代表者；

(f) ウェールズで事業を行う者の代表者；

(g) ウェールズの労働者を代表する労働組合；

(h) コミッショナーが、経済的、社会的、環境的および文化的利益が十分に反映されるよう確保するために適切であると認めるその他の者。

(2) 第23条に基づく報告書を作成するにあたり、コミッショナーは、（第(1)項に基づき協議を受けた者からの意見に配慮することに加え）以下を考慮しなければならない。

(a) 報告期間中に公表された第10条(10)に基づく各年次ウェルビーイング報告書；

(b) 報告期間の開始前日に第11条に基づき公表された将来動向報告書；

(c) ウェールズ監査役による関連報告書。

施行に関する情報

I27 第24条は、S.I. 2016/86**第2条**により、2016年2月1日に施行された。

共に活動する

25 共に活動する

(1) 本節は、コミッショナーが第20条に基づきある機関の審査を行うことを意図しており、かつ、当該審査が以下の事項と同一であるか、または実質的に類似している事柄に関連するとコミッショナーが認める場合に適用される。

(a) ウェールズ子どもコミッショナーによる『2000年ケア基準法（c.14）』第72B条に基づく審査、

(b) 2006年高齢者コミッショナー（ウェールズ）法（c.30）第3条に基づく、ウェールズ高齢者コミッショナーによる審査；

(c) ウェールズ語（ウェールズ）措置法2011年 （nawm 1）第7条に基づく、ウェールズ語コミッショナーによる調査。

[F12 (d) 2019年公共サービスオンブズマン（ウェールズ）法（議会制定法第2号 3）に基づく、ウェールズ公共サービスオンブズマンによる調査（なお、本条における「他のコミッショナー」または「コミッショナーら」への言及には、オンブズマンが含まれる）。**]**

(2) コミッショナーは、以下の措置を講じることができる—

(a) 当該見直しを行う意向を他のコミッショナーに通知し、かつ

(b) 当該審査について他のコミッショナーと協議すること。

(3) 各コミッショナーは、以下のことができる—

(a) 互いに協力すること；

(b) 以下の両方に該当するものとみなされる文書を共同で作成し、公表することができる—

(i) 第20条第6項で要求される見直しの報告書、かつ

(ii) 本条第(1)項に規定する審査または調査の報告書

条文の改正

F12 第25条(1)(d)は、2019年公共サービスオンブズマン（ウェールズ）法（anaw 3）第77条(1)により（2019年7月23日）挿入され、**付則5第5項**；S.I. 2019/1096、規則2

施行に関する情報

I28 第25条は、S.I. 2016/86**第2条**により2016年2月1日に施行

コミッショナーの助言委員会

26 助言委員会（advisory panel）

(1) コミッショナーの職務の遂行に関してコミッショナーに助言を行うことを目的として、助言委員会（以下「助言委員会」という）が設置される。

(2) 助言委員会の委員は、以下の者とする。

(a) ウェールズ子どもコミッショナー；

(b) ウェールズ語コミッショナー；

(c) ウェールズ高齢者コミッショナー；

(d) ウェールズ政府の職員のうち、ウェールズ大臣によりウェールズ首席医療官として指名された者；

(e) ウェールズ天然資源機構の議長、または同議長が選定した同機構の非執行役員1名；

(f) ウェールズの労働組合を代表する団体「ウェールズTUC（Cymru）」の役員で、同団体により指名された者；

(g) ウェールズで事業を行う者を代表する団体の会長、理事、またはウェールズ大臣が任命するこれに準ずる役員；

(h) ウェールズ大臣が任命するその他の者。

施行に関する情報

I29 第26条は、S.I. **2015/1785第2条(h)**に基づき、2015年10月16日に施行された。

27 任命された委員

(1) 第26条(2)(h)に基づき委員を任命する前に、ウェールズ大臣はコミッショナーと協議しなければならない。

(2) 任命された委員の任期は、ウェールズ大臣が定める期間として、3年以上5年以下とする。

(3) 任命された委員は、3年以上5年以下の期間（その期間が委員の最初の任命から連続しているか否かを問わない）について、1回に限り再任されることができる。

(4) ウェールズ大臣は、任命された委員に報酬を支払うことができる。

(5) 任命された委員は、ウェールズ大臣に対し、辞任の意思を記載した書面による通知を3か月以上前に提出することにより、会議を辞任することができる。

(6) ウェールズ大臣は、コミッショナーと協議した上で、当該委員が—

(a) 当該委員が引き続き委員を務めるのに不適格であると認められる場合、または

(b) 委員としての職務を遂行することができない、または遂行する意思がない。

施行に関する情報

I30 第27条は、S.I. **2015/1785第2条(i)**に基づき、2015年10月16日に施行された。

28 助言委員会の委員に対する経費の支払い

ウェールズ大臣は、助言委員会の委員に対し、手当（旅費および日当を含む）および謝礼を支給することができる。

施行情報

I31 S.I. 2015/1785 **第2条(j)**により、2015年10月16日に施行された第28条

第4部

公的サービス会議（Public Services Board）

第1章

設立、参加および監視

29 公的サービス会議

(1) ウェールズの各地域自治体区域ごとに、公的サービス会議が設置されるものとする。

(2) 各会議の委員は、以下の者とする。

(a) 当該地域自治体；

(b) その地域自治体区域内に一部でも含まれる地域については、当該地域の地方保健会議；

(c) 当該地域自治体区域内に一部でも含まれる地域を管轄するウェールズ消防・救助局；

(d) ウェールズ天然資源機構。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

(3) 本編において、「公的サービス会議」（または「会議」）への言及は、当該会議の構成員が共同して行動することを指す。したがって、公的サービス会議の機能として規定されているものは、当該会議の各構成員の機能であり、他の構成員と共同してのみ行使することができる。

施行に関する情報

I32 第29条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

30 参加の招請

(1) 地域自治体区域の公的サービス会議（public services board）は、会議（board）の活動に参加するよう、以下の者を招請しなければならない—

(a) ウェールズ大臣；

(b) 当該地域自治体区域内に一部でも含まれる警察管轄区域の警察本部長；

(c) 当該地域自治体区域内に一部でも含まれる警察管轄区域の警察・犯罪対策委員；

(d) 2007年犯罪者管理法（c.21）第3条第2項に基づく取り決めにより、当該地域自治体区域に関連する保護観察サービスを提供することが義務付けられている者；

(e) 関連するボランティア団体を代表する少なくとも1つの団体（その団体が「郡ボランティア協議会」と呼ばれるか否かを問わない）。

(2) 各会議は、公的性質の職務を行使するその他の者を、その者が他の職務も併せて行使している場合であっても、会議の活動に参加するよう招請することができる。

(3) 本条および第31条において、「公的サービス会議の活動に参加する」とは、会議、その構成員、または本条に基づき参加の招請を受けたその他の者と共に活動し、会議が第36条（公的サービス会議におけるウェルビーイング義務）に基づき行うあらゆる事項について協力することを指す。

(4) 第(3)項において、「共に活動する」には、以下が含まれる。

(a) 以下の内容について、会議に対し意見陳述を行うこと—

(i) 第37条に基づく評価、または

(ii) 地域ウェルビーイング計画、計画案、または計画の改正案（第43条(1)項および第44条(4)項参照）の内容について、会議に対して意見陳述を行うこと、

(b) 〔公的サービス〕会議の会議への参加（これには、〔公的サービス〕会議の構成員からの招請に基づき、かつ別表3の第2条第1項および第3条第1項の規定に従うことを条件として、会議の議長を務めることも含まれる）、および

(c) 会議に対するその他の助言および支援を行うこと。

(5) 公的サービス会議の活動への参加の招待を受け入れた者—

(a) 本編においては「招待参加者」と呼ばれるが、

(b) その招待を受け入れたことのみをもって、当該会議の構成員となるものではない。

(6) 第(4)(c)項における「支援の提供」への言及には、財政的支援の提供は含まれない。

施行に関する情報

I33 第30条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

31 参加の招請：発出、応答および参加期間

(1) 第30条(1)に基づく参加の招請は、以下のいずれかが発生した後、合理的に実行可能な限り速やかに発出されなければならない。

(a) 公的サービス会議の第1回会議（別表3第2条第1項参照）、および

(b) 同付表第3項第1号に基づき開催される各会議の後。

(2) 第30条(1)項または(2)項に基づく参加の招請は、

(a) 会議が定める形式によることができるが、

(b) 回答の送付先となる者を明記しなければならない。

(3) 招待された参加者は、以下の期間において会議の活動に参加することができる。

(a) 招待の受諾を表明する回答が、その回答の送付先となる者によって受領された日から始まり、

(b) 1972年地方自治法（c.70）第26条に基づき行われる次回の通常選挙（議員選挙）が行われる日まで。

施行に関する情報

I34 第31条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

32 その他のパートナー

(1) 公的サービス会議のその他のパートナーは、以下のとおりである。

(a) 地域自治体区域内（またはその一部）に位置するコミュニティのコミュニティ評議会（ただし、第40条も参照のこと）；

(b) パブリック・ヘルス・ウェールズNHSトラスト；

[F13 (ba) ウェールズ保健・社会ウェルビーイング市民参画機関；**]**

F14 (c)

(d) ウェールズにある国立公園のうち、その一部が 地域自治体の管轄区域内に位置する国立公園の国立公園管理機関；

[F15 (e) 高等教育・研究会議；**]**

(f) 地域自治体区域内に全部または一部が所在する継続教育部門または高等教育部門の教育機関；

(g) ウェールズ芸術評議会；

(h) ウェールズスポーツ評議会；

(i) ウェールズ国立図書館；

(j) ウェールズ国立博物館。

(2) 理事会は、その職務を遂行するにあたり、

(a) 他のパートナーから助言を求めなければならず、

(b) その他、理事会が適切と認める方法および範囲で、それらを関与させなければならない。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

(3) 第(1)(f)項において、「継続教育部門」および「高等教育部門」は、1992年継続教育・高等教育法（c.13）におけるのと同様の意味を有する。

条文の修正

F13 第32条(1)(ba)は、2020年保健・社会福祉（品質および関与）（ウェールズ）法（asc 1）第29条(2)、**別表3第12項(b)**により（2023年4月1日）挿入された。S.I. 2023/370、第3条(1)(t)

F14 第32条(1)(c)は、2020年保健・社会福祉（品質および関与）（ウェールズ）法（asc 1）第29条(2)、**別表3第12項(a)**に基づき、2023年4月1日に削除された；S.I. 2023/370、第3条(1)(t)

F15 第32条(1)(e)は、2022年高等教育・研究（ウェールズ）法（asc 1）第148(2)、**付表4第32(3)項**（第19条と併せて）；S.I. 2024/806、第10条(1)（第10条(2)、第28条と併せて）

施行に関する情報

I35 S.I. 2016/86 **第3条**により、第32条は2016年4月1日に施行

33 参加要件の変更

(1) ウェールズ大臣は、規則により、第29条第2項、第30条第1項または第32条第1項を、以下の方法により改正することができる。

(a) 参加者を追加すること、

(b) 参加者を除外すること、または

(c) その参加者の説明の記述内容を修正すること。

(2) ただし、ウェールズ大臣が第29条(2)、第30条(1)または第32条(1)を改正して参加者を追加できるのは、その者が公的性質の職務を行使する場合に限られる。

(3) ウェールズ大臣が、公的性質の職能およびその他の職能を有する者を追加するよう第29条(2)、第30条(1)または第32条(1)を改正する場合、本編は、その者の職能のうち公的性質を有する部分に関してのみ、当該者に適用される。

(4) 第(1)項に基づき規則を制定する前に、ウェールズ大臣は、以下の者らと協議しなければならない—

(a) 当該規則案に関連する公的サービス会議の委員、招待された参加者、およびその他のパートナー、ならびに

(b) 当該規則が、第29条(2)、第30条(1)または第32条(1)を改正して参加者を追加するものである場合、その者。

施行に関する情報

I36 第 33 条は一部施行済み。第 33 条は 2015 年 4 月 30 日より特定の目的のために施行されている（第 56 条(1)(b) 参照）。

I37 第33条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

34 会議および職務権限

別表3は、公的サービス会議に関するさらなる規定（その会議および権限範囲に関する規定を含む）を定めている。

施行に関する情報

I38 第34条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日より施行。

35 地域自治体の概要・精査委員会（Overview and Scrutiny Committee）

(1) 2000年地方自治法（c. 22）第2部に基づく地域自治体の執行上の取り決めは、その概要・精査委員会が以下の権限を有することを確保しなければならない—

(a) 当該地域自治体の管轄区域における公的サービス会議がその職務の遂行において行った決定、またはその他の措置を審査または精査すること；

(b) 委員会のガバナンス体制を審査または精査すること；

(c) 委員会の機能またはガバナンス体制に関して、委員会に対し報告または勧告を行うこと；

(d) ウェールズ大臣が当該委員会に付託した委員会に関する事項を検討し、それに応じてウェールズ大臣に報告すること；

(e) 本法により当該委員会に課される、委員会に関するその他の機能を遂行すること。

(2) 概要・精査委員会は、第(1)(c)項に基づき作成された報告書または勧告の写しを、以下の者に送付しなければならない。

(a) ウェールズ大臣；

(b) コミッショナー；

(c) ウェールズ監査役。

(3) 概要・精査委員会は、第(1)項に規定する権限を行使する目的で、公的サービス会議の会議（別表3の第7項を参照）に出席し得る者のうち1人以上、または当該者によって指名された者に対し、会議の会議に出席し、会議が指定する事項について説明を行うよう要求することができる。

(4) 地域自治体に複数の概要・精査委員会がある場合、本編におけるその概要・精査委員会への言及は、本条の目的のために当該地域自治体が指定する会議を指すものとする。

施行に関する情報

I39 S.I. 2016/86 **第3条**により、第35条は2016年4月1日に施行された。

第2章

地域のウェルビーイングの向上

公的サービス会議におけるウェルビーイング義務

36 公的サービス会議におけるウェルビーイングの義務

(1) 各公的サービス会議は、ウェルビーイング目標の達成に寄与することにより、その管轄区域における経済的、社会的、環境的および文化的なウェルビーイングを向上させなければならない。

(2) 公的サービス会議による目標達成への貢献には、以下が含まれなければならない。

(a) 管轄区域における経済的、社会的、環境的、文化的ウェルビーイングの実態を評価すること（第37条および第38条参照）、

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

(b) 当該目標の達成に向けた管轄区域内での貢献を最大化するように設計された活動目標（「地域目標」）の設定、および

(c) 委員が（その職務を遂行するにあたり）当該活動目標を達成するためにあらゆる合理的な措置を講じること（ただし、第39条(2)(b)を参照）。

(3) 公的サービス会議が本条に基づき行う一切の行為は、持続可能な開発の原則に従って行われなければならない。

(4) 第39条から第45条までは、地域ウェルビーイング計画に関する規定を定めており、これには、公的サービス会議が当該計画において、その地域活動目標およびそれらを達成するために講じることを提案する措置を明記することを義務付ける規定が含まれている。

施行に関する情報

I40 第36条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

地域のウェルビーイング評価

37 地域のウェルビーイングに関する評価

(1) 公的サービス会議は、その管轄区域における経済的、社会的、環境的および文化的ウェルビーイングの状況に関する評価を作成し、公表しなければならない。

(2) 各会議は、第39条第[F16]項……(7)に基づき地域ウェルビーイング計画が公表される日の、 年遅くともその1年前までに、当該評価を公表しなければならない。

(3) 評価報告書には、以下の事項を記載しなければならない—

(a) 当該会議の管轄区域を構成するコミュニティ区域を明示すること；

(b) 各コミュニティ区域および当該区域全体におけるウェルビーイングの状態に関する分析を含めること；

(c) 当該地域の人々のウェルビーイングの状態に関する分析を含めること；

(d) 当該会議が、当該地域または当該地域内に位置するいかなるコミュニティにおける経済的、社会的、環境的および文化的ウェルビーイングを評価する目的で、自ら設定し適用する基準に基づき実施する、その他の分析を含めること；

(e) 当該区域の経済的、社会的、環境的および文化的ウェルビーイングにおける将来見込まれる傾向に関する予測を含めること；

(f) 会議が適切と認めるその他の関連する分析データおよび情報を含めること。

(4) 第(3)項に規定する分析は、

(a) 第10条に基づき公表された全国指標を参照しなければならない；

(b) 当該地域のウェルビーイングの評価に関連する範囲において、第11条に基づく将来動向報告書を参照しなければならない。

(5) 会議の管轄区域を構成するコミュニティ区域は、以下のとおり決定されるものとする—

(a) ウェールズ大臣が制定した規則に従って、または

(b) そのような規則が制定されていない場合は、会議によって決定されるものとする。

(6) 第(3)(c)項で言及される分析には、会議が以下を参照して決定した特定のカテゴリーの人々に関する分析が含まれることがある—

(a) 同一または類似の理由により、当該者が脆弱な立場にある、またはその他の点で不利な立場にあるという事実；

(b) 当該者が『2010年平等法（c.15）』第2部第1章の定義における共通の保護対象特性を有していること；

(c) 当該者が児童（18歳未満の者）であること；

(d) 当該者が、2014年Social Services and Well-being（ウェールズ）法（議会制定法第2号 4）第104条に規定される通り、同法第105条から第115条に基づき支援を受ける権利を有する若者であること；

(e) 当該者が—

(i) （2014年Social Services and Well-being (Wales) 法（第3部に規定される）ケアおよび支援を必要とする可能性があるか（議会制定法第2号 4））；または

(ii) ケアおよび支援を必要とする可能性のある者に対して、ケアおよび支援を提供している、または提供しようとしているか；

(f) 会議が当該者の区分を規定する上で適切と認めるその他の共通要因。

(7) 各会議は、その評価書の写しを以下の者に送付しなければならない—

(a) ウェールズ大臣；

(b) コミッショナー；

(c) ウェールズ監査役；

(d) 地域自治体の概要・精査委員会。

条文の修正

F16 第37条(2)の語句は、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175条(3)(q)**および付則14第1項(3)**に基づき、2021年3月20日に削除された。

施行に関する情報

I41 第37条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された

38 評価の作成

(1) 第37条に基づく評価を公表する前に、公的サービス会議は、以下と協議しなければならない—

(a) コミッショナー；

(b) 会議が招請した参加者；

(c) その他のパートナー；

(d) 第30条に基づき会議からの招請を受けたものの、これを受諾しなかった者のうち、会議が適切と認める者；

(e) 地域自治体の概要・精査委員会；

(f) 会議が適切と認める関連する任意団体；

(g) 当該区域に居住する者の代表者；

(h) 当該区域内で事業を行う者の代表者；

(i) 当該区域内の労働者を代表する労働組合；

(j) 会議が適切と認める、当該会議の管轄区域内の天然資源の保全および向上に関心を持つ者；

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

(k) その他、理事会の見解において、当該区域の経済的、社会的、環境的および文化的なウェルビーイングの向上に関心を持つと認められる者。

(2) 第(1)項に基づく協議の一環として、各会議は、協議対象者全員に対し、その評価案を提供しなければならない。

(3) 各会議は、評価を作成するにあたり、以下の各事項を考慮しなければならない。

(a) 2008年気候変動法（c.27）第56条(6)に基づき、ウェールズ大臣に直近で送付された、気候変動の現在および予測される影響が英国にもたらすリスクの評価を含む報告書；

(b) 1998年学校基準・枠組み法（c.31）第119条(5)(a)に基づき実施された、当該地域自治体区域における保育サービスの充足性に関する最新の検討；

(c) 2006年保育法（c.21）第26条(1)に基づき制定された規則に従って実施された、地域自治体管轄区域における保育サービスの提供の十分性に関する最新の評価；

(d) 2010年児童・家族（ウェールズ）措置法（nawm 1）第11条(1)に基づき実施された、当該地域自治体区域における遊びの機会の充足性に関する最新の評価；

(e) 2014年Social Services and Well-being法（ウェールズ）（議会制定法第2号 4）第14条に基づき、地域自治体が地域保健会議と共同で実施した最新の評価（介護・支援のニーズ評価、介護者への支援、予防サービス）；

(f) 1998年犯罪・治安悪化防止法（c.37）第6条に基づく規則に従って作成された、当該地域自治体管轄区域における犯罪および治安悪化の削減に関する最新の戦略的評価；

(g) 当該条項に基づく規則に従って作成された、地域自治体 管轄区域における薬物乱用の撲滅に関する最新の戦略的評価；

[F17 (ga) 2016年環境（ウェールズ）法第11条に基づく、地域自治体の管轄区域のいかなる部分にも関連する各地域声明（存在する場合）；**]**

(h) 当該条項に基づく規則に従って作成された、地域自治体管轄区域における再犯の削減に関する最新の戦略的評価；

(i) ウェールズ大臣が規則で定める、当該地域自治体の管轄区域に関するその他の検討または評価（または、本条の目的上、当該規則において検討または評価として指定されるその他の分析）。

条文の改正

F17 第38条(3)(ga)は、2016年環境（ウェールズ）法（anaw 3）第88条(2)(a)**および別表2第10(3)**

施行に関する情報

I42 S.I. 2016/86、**第3条**により、第38条は2016年4月1日に施行。

法改正：*「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。*
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

地域のウェルビーイング計画

39 地域ウェルビーイング計画

(1) 公的サービス会議は、その地域の活動目標およびそれらを達成するために講じることを提案する措置を定めた計画（「地域ウェルビーイング計画」）を作成し、公表しなければならない。

(2) 当該計画には、以下の活動目標を含めることができる——

(a) 会議構成員が第2部に基づき公表したウェルビーイング活動目標と重複する目標；

(b) 以下の措置を講じることで達成されるべき目標—

(i) 会議の1人以上の構成員、招待参加者、またはその他のパートナーが個別に、あるいは

(ii) 委員、招待参加者、その他のパートナーが共同で行動するいかなる組み合わせによる措置の実施によって達成されるもの。

(3) ただし、計画には、招待参加者またはその他のパートナー（個人として、あるいは理事、招待参加者、その他のパートナーのいかなる組み合わせによる共同として）が講じる措置によって達成されるべき目標を含めることができるのは、理事会が当該招待参加者またはその他のパートナー（場合に応じて）の同意を得ている場合に限られる。

(4) 理事会は、ウェルビーイング活動目標を設定するにあたり、第23条に基づくコミッショナーの報告書を考慮に入れなければならない。

(5) 地域のウェルビーイング計画には、以下の記述を含めなければならない。

(a) 理事会が、地域活動目標の達成が当該地域におけるウェルビーイング目標の達成に寄与すると考える理由を説明する記述；

(b) 第37条に基づき公表された最新のウェルビーイング評価で言及された事項に関して、目標および提案された措置がどのように設定されたかを説明する事項；

(c) 教育会議が目標を達成すると見込む期間を明記すること；

(d) 提案された措置が、持続可能な開発の原則に従ってどのように実施されるかを説明すること；

(e) 計画に第(2)(b)項に言及される活動目標が含まれる場合、それらの活動目標を達成するために講じられる予定の措置を明記し、かつ、理事会メンバー、招請された参加者、またはその他のパートナーの組み合わせによって講じられる措置については、その組み合わせを構成する者を明記すること；

(f) 当該計画が会議によって公表された最初の計画でない場合、会議の前回の計画に定められた活動目標を達成するために講じられた措置を明示し、かつ、それらの活動目標がどの程度達成されたかを明示すること；

(g) 理事会が適切と認めるその他の情報を提供すること。

F18 (6)

(7) **[**F19 各**]**会議は、各**[**F20 1972年地方自治法（c. 70）第26条に基づく通常選挙**]**が行われた日から1年以内に、地域ウェルビーイング計画を 公表しなければならない。

(8) 各会議は、その計画の写しを以下の者へ送付しなければならない—

(a) ウェールズ大臣；

(b) コミッショナー；

(c) ウェールズ監査役；

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

(d) 地域自治体の概要・精査委員会。

条文の改正

F18 第39条(6)は、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175(3)(q)、**付表14第1(4)(a)項に基づき、第39条(6)が削除された（2021年3月20日）**

F19 第39条(7)の語句が、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）の第175条(3)(q)、**別表14第1項(4)(b)(i)により置換されたF20**
第39条(7)の文言は、2021年3月20日に2021年地方自治体・選挙（ウェールズ）法（asc **1**）、

F20 第39条(7)の文言は、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175条(3)(q)、**付則14第1項(4)(b)(ii)**により（2021年3月20日）置換された

施行に関する情報

I43 第39条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された

40 地域のウェルビーイング計画：コミュニティ・カウンシルの役割

(1) コミュニティ・カウンシルは、その管轄区域において効力を有する地域ウェルビーイング計画に含まれる地域活動目標の達成に向け、当該管轄区域においてあらゆる合理的な措置を講じなければならない。

(2) ただし、コミュニティ・カウンシルが第(1)項に基づく義務を負うのは、その管轄区域における地域ウェルビーイング計画が公表される前の直近3会計年度それぞれにおいて、その総収入または総支出のいずれかが少なくとも20万ポンドであった場合に限られる。

(3) ウェールズ大臣は、規則により、コミュニティ・カウンシルが第(1)項に基づく義務の対象となるかどうかを判断するための第(2)項に規定された基準を改正することができる。また、当該規則は、2004年公会計監査（ウェールズ）法（c.23）第39条に基づく規則においてコミュニティ・カウンシルに関して定められた規定を反映することができる。

(4) 第(3)項に基づく規則を制定する前に、ウェールズ大臣は、以下の者との協議を行わなければならない。

(a) コミッショナー；

(b) 当該規則が制定された場合、第(1)項に基づく義務の対象となるコミュニティ・カウンシル；

(c) ウェールズ大臣が適切と認めるその他の者。

(5) コミュニティ・カウンシルは、第(1)項に基づく義務の対象となった各会計年度について、その管轄区域内で効力を有する地域ウェルビーイング計画に含まれる地域活動目標の達成に向けた、当該管轄区域内での進捗状況に関する報告書を公表しなければならない。

(6) 第(5)項に基づく報告書は、当該報告書が対象とする会計年度の終了後、合理的に実行可能な限り速やかに公表されなければならない。

(7) ウェールズ大臣は、第(1)項に基づく義務の対象となるコミュニティ・カウンシルに対し、当該義務の履行に関する指針を発出しなければならない。

(8) コミュニティ・カウンシルは、第(1)項に基づく義務を履行するにあたり、当該指針を考慮に入れなければならない。

施行に関する情報

I44 第 40 条は一部施行済み。第 40 条は 2015 年 4 月 30 日より特定の目的のために施行されている（第 56 条(1)(b) 参照）。

I45 第40条(1)～(6)は、S.I. **2016/86第3条**により、2016年4月1日に施行された。

I46 第40条(7)は、S.I. **2015/1785第2条(k)**により、2015年10月16日に施行された。

I47 第40条(8)は、S.I. **2015/1785第2条(l)**により、2015年10月16日に施行された。

41 地域ウェルビーイング計画の策定：他者の活動に関する情報

(1) 地方ウェルビーイング計画を策定する際（および第43条に基づく協議を行う前）、公的サービス会議は、第(2)項に規定される者に対し、当該会議の管轄区域内においてウェルビーイング目標の達成に寄与しうる措置について、会議に情報を提供するよう要求することができる。

(2) 当該者は次のとおりである。

(a) 会議の活動への参加を招請された者（ウェールズ大臣を除く（第30条参照））；

(b) 会議のその他のパートナー（第32条参照）。

(3) ただし、第（2）項に規定する者は、以下の場合には、公的サービス会議に対し情報を提供する義務を負わない。

(a) 当該者が、情報の提供が—

(i) 当該者の職務と両立しない、または

(ii) その他、当該者の職務の遂行に悪影響を及ぼすと見なされる場合、または

(b) 法令またはその他の法規範により、当該情報の提供が禁止されている場合。

(4) 第(2)項に規定する者が、第(3)項(a)に基づき、公的サービス会議に情報を提供する必要がないと判断した場合、その者は、その決定の理由を会議に書面で提示しなければならない。

施行に関する情報

I48 S.I. 2016/86 **第3条**により、2016 年 4 月 1 日に第 41 条が施行

42 地域ウェルビーイング計画の策定：コミッショナーの助言

(1) 地方ウェルビーイング計画を策定する際（および第43条に基づく協議を行う前）、公的サービス会議は、持続可能な開発の原則に従い、当該計画に盛り込まれるべき地域目標を達成するための措置を講じる方法について、コミッショナーの助言を求めなければならない。

(2) コミッショナーは、その助言を—

(a) 書面により、かつ

(b) 助言の要請を受けてから14週間以内に。

(3) 各会議は、地域ウェルビーイング計画を公表すると同時に、コミッショナーの助言を公表しなければならない。

施行に関する情報

I49 第42条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

43 地域ウェルビーイング計画の策定：さらなる協議および承認

(1) 地方ウェルビーイング計画を公表する前に、公的サービス会議は、以下の者との協議を行わなければならない—

(a) コミッショナー（第42条(2)に基づきコミッショナーから助言を受けた上で）；

(b) 招請された参加者；

(c) その他のパートナー；

(d) 第30条に基づき会議からの招待を受けたものの、これを受け入れなかった者のうち、会議が適切と認める者；

(e) 地域自治体の概要・精査委員会；

(f) 理事会が適切と認める関連する任意団体；

(g) 当該区域に居住する者の代表者；

(h) 当該区域内で事業を行う者の代表者；

(i) 当該区域内の労働者を代表する労働組合；

(j) 会議が適切と認める、当該会議の管轄区域内の天然資源の保全および向上に関心を持つ者；

(k) その他、理事会の見解において、当該地域の経済的、社会的、環境的および文化的なウェルビーイングの向上に関心を持つと認められる者。

(2) 第(1)項に基づく協議の一環として、各会議は、協議対象者全員に対し、地域ウェルビーイング計画案を提供しなければならない。

(3) 第(1)項に基づく協議は、その開始日から少なくとも12週間が経過するまでは終了してはならない。

(4) 地域ウェルビーイング計画を公表する前に、公的サービス会議は、各委員が公表のための計画の承認を確認する会議を開催しなければならない。

(5) 地域自治体が 2000 年地方自治法（c.22）第 2 部に基づく執行体制を運用している場合、公表のための地域ウェルビーイング計画の承認という機能は、当該体制の下では、当該自治体の執行機関によって行使することはできない。また、1972 年地方自治法（c. 70）第 101 条 （会議等による職務の遂行）も、当該職務には適用されない。

(6) 各地方保健会議、各ウェールズ消防救助当局、およびウェールズ天然資源機構の場合、公表のための地域ウェルビーイング計画を承認する機能は、当該機関の会議においてのみ行使することができる。

施行に関する情報

I50 第43条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

44 地域ウェルビーイング計画の見直し

(1) 公的サービス会議は、以下の措置を講じることができる—

(a) その地域の目標を見直し、改定すること；

(b) 地域ウェルビーイング計画を見直し、修正することができる（なお、地域活動目標を改定した場合は、計画を修正しなければならない）。

(2) 各会議は—

(a) ウェールズ大臣から指示があった場合は、地域の活動目標または地域のウェルビーイング計画を見直さなければならない。また

(b) 当該見直しの結果として、その活動目標を改定し、またはその計画を修正することができる。

(3) 第(2)(a)項に基づく指示を行う際、ウェールズ大臣は、その指示の理由を記載した声明を公表しなければならない。

(4) 各会議は、計画の修正を行う前に、以下と協議しなければならない—

(a) コミッショナー、

(b) 第43条(1)項に規定される者。

(5) 修正された計画は、合理的に実行可能な限り速やかに公表されなければならない。

(6) 各会議は、その修正計画の写しを以下の者に送付しなければならない—

(a) ウェールズ大臣；

(b) コミッショナー；

(c) ウェールズ監査役；

(d) 地域自治体の概要・精査委員会。

施行に関する情報

I51 第44条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された

45 年次進捗報告書

(1) 公的サービス会議は、以下の報告書を作成し、公表しなければならない。

(a) 当該地方ウェルビーイング計画の公表から14ヶ月以内に、および

(b) その後、本条に基づき公表された各前回の報告書の公表から1年以内に。

(2) ただし、本条に基づく前回の報告書の公表から1年以内に、第39条(7)（選挙後の新たな地域ウェルビーイング計画の公表）に基づき地域ウェルビーイング計画が公表される場合は、第(1)(b)項に基づく報告書の提出は不要とする。

(3) 本条に基づく報告書には、会議が公表した最新の地域ウェルビーイング計画の公表以降、同計画に定められた活動目標を達成するために講じた措置を明記しなければならない。

(4) 本条に基づく報告書には、会議が適切と認めるその他の情報を記載することができる。

(5) 会議は、本条に基づき公表された各報告書の写しを、以下の者へ送付しなければならない。

(a) ウェールズ大臣；

(b) コミッショナー；

(c) ウェールズ監査役；

(d) 地域自治体の概要・精査委員会。

施行に関する情報

I52 第45条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

付随する改正

46 法令の改正

付表4には、本部の規定に基づき、地域ウェルビーイング評価（第37条）および地域ウェルビーイング計画（第39条）の公表が義務付けられたことに伴う改正および廃止が記載されている。

施行に関する情報

I53 第46条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行される。

第3章

雑則

47 [F21 公的サービス会議の統合および分割]

(1) 2つ以上の公的サービス会議は、それがウェルビーイング目標の達成に寄与するのに役立つと判断した場合、統合合併することに合意することができる。

(2) ウェールズ大臣は、公的サービス会議の2つ以上が、ウェルビーイング目標の達成に寄与するのに役立つと判断した場合、当該会議に対し統合を指示することができる。

F22 (3)

(4) 2つ以上の会議が統合した場合—

(a) 本編（本条を除く）における公的サービス会議への言及は、合併後の会議への言及と解釈されなければならない。また

(b) 本編における「地域自治体区域」への言及は、合併後の会議の構成員である地域自治体の区域を合わせたものへの言及と解釈されなければならない。

[F23 (5) 統合後の会議は、その設立後、合理的に実行可能な限り速やかに、以下を見直さなければならない—

(a) その設立直前に当該区域において効力を有していた地域ウェルビーイング計画、および

(b) 当該計画に定められた地域活動目標。

(6) 第(5)項に基づく見直し後、合理的に実行可能な限り速やかに、会議は、その管轄区域に関する地域ウェルビーイング計画を策定し、公表しなければならない。当該計画においては、第(5)項(a)および(b)に言及された計画および目標を、

(a) 会議が適切と認める範囲内で、

(b) 会議が適切と認める修正および改訂を加えた上で。

(7) 統合後の会議は、ウェルビーイング目標の達成に寄与すると判断する場合、—

(a) 分離を行うか、または

(b) （3つ以上の独立した会議が統合して当該合併会議が設立された場合、部分的な分離を行うこと）。

(8) ウェールズ大臣は、ウェルビーイング目標の達成に寄与すると判断した場合、統合会議に対し、以下の指示を出すことができます—

(a) 分割、または

(b) （3つ以上の独立した会議が統合して統合会議が設立された場合、その一部を分離すること）。

(9) 第(7)項および第(8)項の目的上、統合会議は—

(a) その存在が消滅し、かつ、統合会議の構成員であった各地域自治体の管轄区域ごとに、独立した公的サービス会議が設立された場合、統合会議は分割されたものとみなされる；

(b) 以下の場合には、部分的に分割されたものとみなされる—

(i) 2つ以上の地域自治体の区域を管轄する公的サービス会議として存続し、かつ

(ii) 統合後の会議の構成員でなくなった各地域自治体の管轄区域ごとに、個別の公的サービス会議が設立された場合。

(10) 分割または部分分割後に設立された公的サービス会議は、設立後、合理的に実行可能な限り速やかに、以下について見直しを行わなければならない。

(a) その設立直前に当該区域において有効であった地域ウェルビーイング計画、および

(b) 当該計画に定められた地域活動目標。

(11) 第(10)項に基づく検討の後、合理的に実行可能な限り速やかに、会議は、その管轄区域における地域ウェルビーイング計画を策定し、公表しなければならない。当該計画においては、第(10)項(a)および(b)に言及された計画および活動目標を、

(a) 理事会が適切と認める範囲内で、

(b) 会議が適切と認める修正および改訂を加えた上で。

(12) 第(6)項または第(11)項に基づく計画を公表する前に、会議は以下と協議しなければならない—

(a) コミッショナー；

(b) ウェールズ大臣；

(c) 会議が適切と認めるその他の者。

(13) 会議は、第(6)項または第(11)項に基づき公表された地域ウェルビーイング計画の写しを、第44条第(6)項に規定する者らに送付しなければならない。**]**

条文の改正

F21 第47条の見出しの文言は、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175条(3)(q)、**付則14第1項(5)**により置換された（2021年3月20日）

F22 第47条(3)は、2021年地方自治体・選挙（ウェールズ）法（asc 1）の**第165条(2)**、第175条(3)(q)**に基づき**

F23 第47条(5)～(13)は、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）**第**
第165条(3)、第175条(3)(q)により追加

施行に関する情報

I54 S.I. 2016/86、**第3条**により、2016 年 4 月 1 日に第 47 条が施行

48 公的サービス会議間の連携

(1) 2つ以上の公的サービス会議は、ウェルビーイング目標の達成に寄与するのに役立つと判断した場合、協力することに合意することができる。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

(2) ウェールズ大臣は、2つ以上の公的サービス会議に対し、ウェールズ大臣がウェルビーイング目標の達成に寄与するために有益であると認めるいかなる方法においても、協力するよう指示することができる。

(3) 本条の目的上、会議は、以下の場合に協力しているとみなされる。

(a) 他の会議と協力する場合、

(b) 他の会議の活動を促進すること、

(c) 他の会議との活動を調整すること、

(d) 他の会議の機能をその会議に代わって行使すること、または

(e) 他の会議に職員、物品、サービスまたは施設を提供すること。

施行に関する情報

I55 第48条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された

49 統合、[F24分割]、または協働の手順

(1) 第47条(2)または **[F24** 、分割**]** または 第48条(2)の規定に基づき指示を行う前に、ウェールズ大臣は、指示の対象とする各公的サービス**[(F26)** 会議または**]**各会議の各構成員と協議しなければならない。

(2) 当該指示を行う際、ウェールズ大臣は、その指示を行う理由を記載した声明を公表しなければならない。

[F27 (3) ウェールズ大臣は、当該指示を変更または取り消すことができる。**]**

条文の修正

F24 第49条の見出しに語句が挿入された（2021年3月20日）『2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法』（asc 1）第175条(3)(q)、**付則14第1項(6)(c)**

F25 第49条(1)の文言は、2021年地方自治体・選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175(3)(q)、**付則14第1項(6)(a)(i)により挿入された第49条(1)の文言**

F26 第 49 条第 1 項の文言は、2021 年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175 条第 3 項(q)、付表 14 第 1 項(6)(a)(i)により（2021 年 3 月 20 日）挿入された。
175(3)(q)、**付表14第1(6)(a)(ii)項により挿入された第49条(1)の文言F27**
第49条(3)は、2021年地方自治体・選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175条(3)(q)、**付表14第1(6)(a)(ii)項により（2021年3月20日）挿入された。**

F27 第 49 条第 3 項は、2021 年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）第 175 条第 3 項 (q)、**付表 14 第 1 項(6)(b)** により（2021 年 3 月 20 日）挿入された。

卒業式に関する情報

I56 S. 49は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された

50 業績指標および基準

(1) ウェールズ大臣は、規則により、公的サービス会議がその職務を遂行する上での実績を測定するための指標および基準を定めることができる。

(2) 第(1)項に基づき規則を制定する前に、ウェールズ大臣は、以下と協議しなければならない。

(a) 会議の委員、またはウェールズ大臣が当該委員を代表すると認める者；

(b) ウェールズ大臣が適切と認めるその他の者。

施行に関する情報

I57 第50条は一部施行中。第50条は2015年4月30日より特定の目的について施行されている（第56条(1)(b)参照）

I58 第50条は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された

51 指針

(1) ウェールズ大臣は、本編に基づく職務の行使について、公的サービス会議に対し指針を発出しなければならない。

(2) 公的サービス会議は、本編に基づく職務を遂行するにあたり、当該指針を考慮しなければならない。

施行に関する情報

I59 第51条は、S.I. 2015/1785 **第2条(m)**により、2015年10月16日に施行された。

第5部

最終規定

52 「公的機関」の定義：追加規定

(1) ウェールズ大臣は、規則により、第6条(1)を次のように改正することができる。

(a) 人を追加すること、

(b) 人を除外すること、または

(c) 当該者の記述を修正すること。

(2) ただし、当該規則が第6条(1)項を改正して人を追加するのは、その者が公的性質の職務を行使する場合に限られる。

(3) 規則により、公的性質の職能およびその他の職能を有する者を追加する形で第6条(1)を改正する場合、第1部から第3部までの規定は、当該者の公的性質の職能に関してのみ適用される。

(4) 第6条(1)項を改正する規則を制定する前に、ウェールズ大臣は、以下と協議しなければならない—

(a) コミッショナー；

(b) ウェールズ大臣が適切と認めるその他の者；

(c) 当該規則が第6条(1)項を改正して人を追加する場合、当該者。

施行に関する情報

I60 第52条は一部施行済み；第52条は2015年4月30日より特定の目的のために施行されている（第56条(1)(b)参照）

I61 第52条は、S.I. **2015/1785第2条(n)**により、2015年10月16日に施行された。

***法改正：**「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。*
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

53 付随的、その他の規定を定める権限

(1) ウェールズ大臣は、本法の規定を完全に効力を生じさせることを目的として、またはこれに関連して、規則により、付随的、関連的、補足的、経過的または救済的な規定を定めることができる。

(2) 当該規則は、（とりわけ）以下に含まれる、または以下に基づいて制定された法令を改正、廃止、または撤回することができる。

(a) 議会の制定法；

(b) 議会の措置または法律（本法を含む）。

(3) 第（2）項における「法令」への言及には、本法の成立後に可決または制定された法令への言及も含まれる。

(4) 本条により付与される権限は、本法の他のいかなる規定によっても制限されない。

54 規則

(1) 本法に基づき規則を制定する権限には、以下が含まれる。

(a) 異なる目的または地域ごとに異なる規定を定める権限、

(b) ウェールズ大臣が適切と認める付随的、派生的、経過的又は補足的な規定を定める権限。

(2) 本法に基づき規則を制定するウェールズ大臣の権限は、法定文書によって行使されるものとする。

(3) 第33条第1項、第40条第3項または第52条第1項に基づく規則の場合、第(1)項(b)に規定されるような規定を含む法定文書には、以下のものに含まれる法令またはこれに基づいて制定された文書を改正する規定を含めることができる。

(a) 議会の法律；

(b) 議会の措置または法律（本法を含む）。

(4) 以下のいずれか（単独で、または他の規定と併せて）を含む法定文書は、

(a) 第40条(3)または第52条(1)に基づく規則、

(b) 第29条(2)または第30条(1)を改正する第33条(1)に基づく規則、または

(c) 第53条に基づく、議会の法律または議会の措置もしくは法律の規定を改正または廃止する規則。

その案が議会に提出され、かつ議会の決議により承認されない限り、制定してはならない。

(5) 本法に基づく規則を含むその他の法定文書は、議会の決議に基づき無効とされ得る。

(6) 第(3)項における「法令」への言及には、本法の成立後に可決または制定された法令への言及が含まれる。

55 解釈

(1) この法律において—

「助言委員会」（「*y panel cynghori*」）とは、第26条に基づき設置された助言委員会をいう。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

「コミッショナー」（“*y* Comisiynydd”）とは、ウェールズ未来コミッショナーをいう；

[[F28]「法人合同会議」（「*cyd-bwyllgor corfforedig*」）とは、2021年地方自治体及び選挙（ウェールズ）法第5部に基づき制定された規則によって設置された法人合同会議をいう；**]**

「会計年度」（「*blwyddyn ariannol*」）とは、3月31日をもって終了する12か月の期間をいう；

「将来動向報告書」（「*adroddiad tueddiadau tebygol y dyfodol*」）とは、第11条に定義される意味を有する；

「招待参加者」（「*cyfranogwr gwadd*」）とは、第30条(5)で定義される意味を有する；

「地域自治体」（「*awdurdod lleol*」）とは、ウェールズにおける郡議会または郡自治区議会をいう；

「地方保健会議」（「*Bwrdd Iechyd* Lleol」）とは、2006年国民保健サービス（ウェールズ）法（c.42）第11条に基づき設立された地方保健会議をいう；

「地域活動目標」（「*amcanion lleol*」）とは、第36条(2)(b)に基づき公的サービス会議が定めた活動目標をいう；

「地域 ウェルビーイング計画」（「*cynllun llesiant lleol*」）とは、第39条**[**[F29]、第44条(5)または第47条(6)もしくは(11)**]**に基づき公表された計画をいう；

「議会」（「*Cynulliad Cenedlaethol*」）とは、ウェールズ議会をいう；

「全域指標」（「*dangosyddion cenedlaethol*」）とは、第10条(1)(a)に定義される意味を有する；

「その他のパートナー」（「*partneriaid* eraill」）とは、公的サービス会議に関して、第32条(1)に規定される機関をいう；

「概要・精査委員会」（「*pwyllgor trosolwg a* chraffu」）は、第35条(4)に従って解釈されるものとする。

「警察管区」（「*ardal hedd*lu」）とは、1996年警察法（c.16）の別表1の「ウェールズ」の見出しの下に列挙されている区域（ロンドン以外の警察管区）をいう；

「議会の公会計会議」（「*Pwyllgor Cyfrifon Cyhoeddus y Cynulliad Cenedlaethol*」）とは、2006年ウェールズ政府法（c.32）第30条において「監査会議」と呼ばれる会議をいう；

「公的機関」（「*corff cyhoeddus*」）とは、第6条および第52条に定義される意味を有する；

「公的サービス会議」（「*bwrdd gwasanaethau cyhoeddus*」）とは、第29条および第47条(4)(a)に規定される意味を有する；

「持続可能な開発」（「*datblygu cynaliadwy*」）とは、第2条に定義される意味を有する；

「持続可能な開発の原則」（「*egwyddor datblygu cynaliadwy*」）とは、第5条に規定される意味を有する；

「労働組合」（「*undeb llafur*」）とは、1992年労働組合および労使関係（統合法）法（c.52）第1条に定義される意味を有する；

「ウェルビーイング目標」（「*nodau llesiant*」）とは、第4条に規定される目標をいう；

「ウェルビーイング活動目標」（「*amcanion* llesiant」）とは、第7条に基づき公表された目標、または第8条もしくは第9条に基づき改訂され、改訂版として公表された目標をいう；

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

「ウェールズ消防・救助当局」（「*awdurdod tân ac* achub」）とは、2004年消防・救助サービス法（c. 21）第2条に基づく計画、または同法第4条が適用される計画によりウェールズにおいて設立された当局をいう。

(2) 本法の第4部において、「関連するボランティア団体」とは、その活動が—

(a) 営利を目的としない形で行われ、かつ

(b) 直接的または間接的に、公的サービス会議の管轄区域の全部または一部に利益をもたらすものである。

(3) 地域自治体管轄区域内で住宅を提供する登録社会住宅事業者（1996年住宅法第1部の定義による）は、本法第4部の目的上、関連するボランティア団体とみなされる。

条文の改正

F28 第55条(1)の文言は、2021年法人合同会議（2015年未来世代のためのウェルビーイング（ウェールズ）法改正）規則2021（S.I. 2021/1360）の規則1(2)、**2(5)**により挿入された（2021年12月3日）

F29 第55条の文言は、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175(3)(q)、**付則14第1(7)項により置換された**

56 施行

(1) 本法の以下の規定は、本法が国王の裁可を受けた日の翌日に施行される。

(a) 第53条から第55条、本条及び第57条；

(b) 本法が国王の裁可を受けた日以降、本法に基づく規則を制定する権限を行使するために必要な範囲におけるその他の規定。

(2) 本法のその他の規定は、ウェールズ大臣が命令により指定する日に施行される。

(3) 第(2)項に基づく命令は、

(a) 目的や地域ごとに異なる日を指定することができる；

(b) 経過措置または救済規定を含めることができる。

(4) 第(2)項に基づく命令を発するウェールズ大臣の権限は、法定文書によって行使される。

57 略称

本法の略称は、「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」とする。

別表1　（第13条(1)により導入されたもの）

その他の公的機関による年次報告書

公的機関：一般

1 (1) 公的機関（ウェールズ大臣または第(3)項に言及されるものを除く）は、各会計年度について、そのウェルビーイング目標の達成に向けた進捗状況に関する報告書を公表しなければならない。

(2) 本項に基づく報告書は、当該報告書が対象とする会計年度の終了後、合理的に実行可能な限り速やかに公表されなければならない。

[F30(2A) いずれの会計年度についても、地域自治体は、本項に基づく報告書および2021年地方自治体・選挙（ウェールズ）法第91条(1)に基づく報告書（実績の自己評価）を同一の文書として公表することができる。]

[F31(2B) いずれの会計年度についても、法人合同会議は、本項に基づく報告書と、2021年地方自治体・選挙（ウェールズ）法第91条(1)（同法第115A条および同法付則10Aにより法人合同会議に適用されるもの）に基づく報告書を、同一の文書として公表することができる。]

(3) 本項は、以下のものには適用されない。

(a) 地方保健会議またはNHSトラスト（これらについては、第2項を参照のこと）；

(b) ウェールズ天然資源機構（これについては、第3項を参照）。

条文の改正

F30 付則1第1(2A)項は、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）**の第114**、175(7)；S.I. 2021/297、規則2(b)

F31 付表 1 第 1 項(2B) は、2022 年法人合同会議（一般）（第 2 号）（ウェールズ）規則（S.I. 2022/797）の規則 1(2)、**23** により（2022 年 7 月 15 日）挿入された。

施行に関する情報

I62 付表1第1項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

地方保健会議およびNHSトラスト

2 (1) 地方保健会議またはNHSトラストは、各会計年度について、そのウェルビーイング目標の達成に向けた進捗状況に関する報告書を公表しなければならない。

(2) 本項に基づき公表される報告書は、当該報告書が対象とする会計年度の終了後、合理的に実行可能な限り速やかに公表されなければならない。

(3) 本項において、地方保健会議またはNHSトラストに関する「会計年度」とは、当該会議を設立する2006年国民保健サービス（ウェールズ）法第11条に基づき発令された命令において定義される意味を有する。

(a) 2006年国民保健サービス（ウェールズ）法第11条に基づき、当該会議を設立するために発令された命令、または

(b) 同法第18条に基づき作成され、当該信託を設立するものである。

施行に関する情報
I63 付則1第2項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

ウェールズ天然資源機構

3 (1) 2012年ウェールズ天然資源機関（設立）令（S.I.2012/1903 (W. 230)）の付表第22条(1)(a)において、「年度」の後に「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）（ウェールズ国民議会制定法第2号）第2部に基づき公表された、当該機関のウェルビーイング目標の達成状況に関する報告書を含む」を挿入する。

(2) 第(1)項による改正は、2011年公的機関法（c. 24）第13条および第15条に基づき、当該改正による規定を改正または廃止するさらなる命令を制定するウェールズ大臣の権限に影響を及ぼさない。

施行に関する情報
I64 付則1第3項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

別表2 （第17条(4)により導入されたもの）

ウェールズ未来世代コミッショナー

地位

1 (1) コミッショナーは、単体法人である。

(2) コミッショナーは、王室の被用者または代理人とはみなされず、また、王室のいかなる地位、免責、または特権も享有するものではない。

(3) コミッショナーの財産は、王室の財産、または王室に代わって保有される財産とみなしてはならない。

施行に関する情報
I65 付則 2 第 1 項は、S.I. 2015/1785 **第 2 条 (o)** により、2015 年 10 月 16 日に発効。

行為の有効性

2 (1) コミッショナーとしての個人の行為の有効性は、当該個人の任命における欠陥によって影響を受けない。

(a) 当該個人の；
(b) 助言委員会のいかなる委員の任命における瑕疵によっても、影響を受けない。

(2) コミッショナーに代わって職務を遂行する者の行為の有効性は、以下の者の任命における瑕疵によって影響を受けない。

(a) 当該者；
(b) 委員；

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

(c) 助言委員会の委員のいずれか。

施行に関する情報
I66 付則2第2項は、S.I. 2015/1785**第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された

任期の期間

3 コミッショナーに任命された個人の任期は7年間とする。

施行に関する情報
I67 2015年10月16日にS.I. **2015/1785第2条(o)**により施行された付則2第3項

任命条件

4 コミッショナーの在任は、以下の条件に従うものとする
—

(a) 本付表の規定、および

(b) ウェールズ大臣が随時定める追加の任用条件。

施行に関する情報
I68 付表2第4項は、S.I. **2015/1785第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された。

報酬、手当および年金

5 (1) ウェールズ大臣は、コミッショナーに報酬を支給することができる。

(2) ウェールズ大臣は、コミッショナーに対し、手当（旅費および日当を含む）および謝礼を支給することができる。

(3) ウェールズ大臣は、以下を支給することができる。

(a) コミッショナーを務めた者、またはその者に関連する者に対する年金、および

(b) コミッショナーを務めた個人に対する、または当該個人に関連する年金の支給に充てるための金額。

施行に関する情報
I69 付則2第5項は、S.I. **2015/1785第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された。

欠格事由

6 (1) 個人は、第(3)項に規定されるいずれかの事由により資格を喪失している場合、コミッショナーに任命されることはできない。

(2) 個人は、第(3)項に規定されるいずれかの事由により資格を喪失した場合、コミッショナーの地位を喪失する。

(3) 以下のいずれかに該当する者は、委員となる資格を喪失する。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

(a) 国会議員である場合；

(b) 助言委員会の委員である者；

(c) 以下の者によって、またはその代理によって、任命され、または任命のために推薦もしくは指名される可能性のあるその他の公職または役職の在職者—

(i) 王室、

(ii) 議会、または

(iii) ウェールズ議会会議；

(d) 庶民院または貴族院の議員；

(e) スコットランド議会の議員；

(f) 北アイルランド議会の議員；

(g) 欧州議会議員；

(h) ウェールズの郡議会、郡自治区議会、またはコミュニティ議会の議員；

(i) コミッショナーの職員。

施行に関する情報

I70 付則2第6項は、S.I. **2015/1785第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された。

任期の満了（失格によるものを除く）

7 (1) コミッショナーは、辞任の意思をウェールズ大臣に対し、書面により3か月以上の事前通知を行うことにより、その職を辞することができる。

(2) ウェールズ大臣は、コミッショナーが以下のいずれかに該当すると確信した場合、当該コミッショナーを解任することができる。

(a) コミッショナーとしての職務を継続するのに不適格である、または

(b) コミッショナーとしての職務を遂行することができない、または遂行する意思がない。

施行に関する情報

I71 付則2第7項は、S.I. **2015/1785第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された。

権限

8 (1) コミッショナーは、その職務に関連して適切と認めるあらゆる措置を講じることができる。これには以下が含まれる。

(a) 助言その他のサービスの提供に対する料金の徴収；

(b) 助言またはその他のサービスの提供に対し、第三者に報酬を支払うこと；

(c) 金銭その他の財産の贈与を受け入れること。

(2) 長官は、以下の行為をしてはならない。

(a) いかなる者に対しても金銭的援助を行ってはならない；

(b) ウェールズ大臣の承認なしに、土地に関する権利

を取得または処分すること。

(3) 委員が助言またはその他のサービスの提供に対して料金を徴収する権限は、当該助言またはサービスの提供に要した、または要すると見込まれる実費または見積費用を回収するために委員が適切と認める金額を徴収することに限定される。

施行に関する情報

I72 付則2第8項は、S.I. **2015/1785第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された。

職員

9 (1) コミッショナーは、その職務の遂行に関連して適切と認める職員を任命することができ、また、副コミッショナーとなる職員を任命しなければならない（第11項を参照）。

(2) コミッショナーは、自身の職員に対して報酬を支払うことができる。

(3) コミッショナーは、職員に対して手当（旅費および日当を含む）および謝礼を支給することができる。

(4) コミッショナーは、以下を支給することができる。

(a) コミッショナーの職員であった者、またはその者に関して、年金、および

(b) コミッショナーの職員であった者に対する、または当該者に関する年金の支給に充てるための金額。

(5) コミッショナーは、以下の事項についてウェールズ大臣の承認を得なければならない。

(a) 任命可能な職員の数；

(b) 職員の勤務条件；

(c) 第(2)項から第(4)項に基づき支払われる可能性のあるあらゆる支払い。

施行に関する情報

I73 付則2第9項は、S.I. **2015/1785第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された。

権限委譲

10 コミッショナーの職務は、コミッショナーに代わって、コミッショナーの職員を含むいかなる者によっても遂行されることができるが、それはコミッショナーによって承認された範囲内に限られる。

施行に関する情報

I74 2015年10月16日にS.I. **2015/1785第2条(o)**により施行された付則2第10項

副コミッショナー

11 以下の場合には、コミッショナーの職務は副コミッショナーが行うことができる。

(a) コミッショナーの職が空席である場合、または

(b) ウェールズ大臣が、何らかの理由によりコミッショナーがコミッショナーの職務を遂行できないと認めた場合。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

施行に関する情報

I75 付則2第11項は、S.I. 2015/1785**第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された。

苦情処理手続

12 (1) コミッショナーは、コミッショナーの職務の行使に関する苦情の調査のための手続（「苦情処理手続」）を定めなければならない。

(2) 苦情処理手続には、以下の事項に関する規定を含めなければならない。

(a) 苦情の申し立て方法；

(b) 苦情を申し立てることができる相手方；

(c) 苦情の審査を開始し、かつ終了させなければならない期間；

(d) 苦情に対してコミッショナーが検討すべき措置。

(3) コミッショナーは苦情処理手続を改正することができるが、その際は、第(2)項に従った規定を含めるという要件に従わなければならない。

(4) コミッショナーは、以下の措置を講じなければならない。

(a) 苦情処理手続の写しを、委員の事務所において閲覧できるようにし、かつ

(b) 苦情処理手続の写しが、コミッショナーが適切と認めるその他の場所および手段で入手可能となるよう確保すること。

(5) コミッショナーは、苦情処理手続の閲覧および写しの入手に関する取り決めが、当該手続に関心を持つとコミッショナーが考える人々の注意を引くような方法で公表されるよう確保しなければならない。

施行に関する情報

I76 2015年10月16日にS.I. **2015/1785第2条(o)**により施行された別表2第12項

利害関係登録簿

13 (1) コミッショナーは、コミッショナーおよび副コミッショナーの登録対象となるすべての利害関係を記載した登録簿を作成し、これを維持しなければならない。

(2) 本項および第14項ならびに第15項において—

(a) 「登録対象となる利害関係」とは、ウェールズ大臣が規則においてそのように指定したあらゆる利害関係をいう（これには、コミッショナーまたは副コミッショナーが、家族関係、金銭的関係、またはその他のいかなる種類の関係をも有する者との間の利害関係が含まれる場合がある）；

(b) 「利害関係」とは、あらゆる種類の利害関係（贈与、接待、受領した寄付、その他の金銭的利害関係、およびすべての活動・職業を含む）をいう。

(3) 委員は、利害関係登録簿を常に最新の状態に保たなければならない。

施行に関する情報

I77 付則2第13項は、S.I. 2015/1785第2条(o)により、2015年10月16日に施行された。

14 (1) コミッショナーは、以下の措置を講じなければならない。

(a) 利害関係登録簿の写しを、委員の事務所において閲覧に供すること、および

(b) 登録簿の写しが、委員が適切と認めるその他の場所および手段によって利用可能となるよう確保しなければならない。

(2) コミッショナーは、利害関係登録簿の閲覧およびその写しの入手に関する手配が、コミッショナーが当該登録簿に関心を持ち得ると考える者の注意を引くような方法で公表されるよう確保しなければならない。

施行に関する情報

I78 付則 2 第 14 項は、S.I. 2015/1785 **第 2 条 (o)** により、2015 年 10 月 16 日に施行された。

利益相反

15 (1) コミッショナーは、その職務の遂行に関連する登録義務のある利害関係を有する場合、当該職務を遂行してはならない。

(2) それによりコミッショナーがその職務を遂行できなくなる場合、コミッショナーは、その職務を（その職務の遂行を可能にするために必要な範囲で）自身の職員に委任しなければならない。

(3) 本項は、第11項に基づき委員長の職務を代行する副委員長についても、委員長と同様に適用される。

施行に関する情報

I79 付則 2 第 15 項は、S.I. 2015/1785、**第 2 条(o)** により、2015 年 10 月 16 日に発効。

ウェールズ大臣による支払い

16 ウェールズ大臣は、コミッショナーの職務の遂行に要した支出に関して、適切と認める金額を、適切な時期および条件（ある場合）に基づき、コミッショナーに支払うことができる。

施行に関する情報

I80 付表 2 第 16 項は、S.I. 2015/1785 **第 2 条 (o)** により 2015 年 10 月 16 日に施行された。

年次報告書

17 (1) コミッショナーは、各会計年度に関して報告書（「年次報告書」）を作成しなければならない。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

(2) コミッショナーの最初の会計年度は、第17条に基づきコミッショナーの職への最初の任命が行われた日から翌年3月31日までとする。

(3) 年次報告書には、以下を含めなければならない。

(a) 当該会計年度において、コミッショナーがその職務を遂行するために講じた措置の概要；

(b) 当該措置が、コミッショナーの一般的な義務（第18条参照）の履行にどの程度寄与したかに関する分析；

(c) 当該会計年度におけるコミッショナーの業務計画の概要；

(d) 次会計年度の業務計画に関するコミッショナーの提案；

(e) 第12項に基づき定められた手続に従って提出された苦情の概要。

(4) 年次報告書には、以下の事項を含めることができる。

(a) 持続可能な開発の原則に従い、公的機関がそのウェルビーイング目標を達成するために実施すべき改善措置に関するコミッショナーの評価；

(b) コミッショナーが適切と認めるその他の情報。

(5) 年次報告書を作成するにあたり、コミッショナーは以下と協議しなければならない—

(a) 助言委員会、および

(b) コミッショナーが適切と認めるその他の者。

(6) コミッショナーは、翌会計年度の8月31日までに年次報告書を公表しなければならない。

(7) コミッショナーは、各年次報告書の写しをウェールズ大臣に送付しなければならない。

(8) ウェールズ担当大臣は、送付された各年次報告書の写しを議会に提出しなければならない。

施行に関する情報
I81 付則 2 第 17 項は、S.I. 2015/1785 **第 2 条 (o)** により、2015 年 10 月 16 日に施行された。

会計責任者

18 (1) コミッショナーは、コミッショナー事務所の会計責任者である。

(2) 会計担当官は、コミッショナーの会計および財政に関して、財務省が随時定める責任を負う。

(3) 本項における「責任」への言及には、以下が含まれる。

(a) 会計書類への署名に関する責任；

(b) コミッショナーの財政の適正性および適法性に関する責任；

(c) コミッショナーの資源が経済的、効率的かつ効果的に使用されることに関する責任。

(4) 本項に基づき指定される可能性のある責任には、以下に対する責任が含まれる。

(a) 議会、ウェールズ大臣、または議会の公会計会議；

(b) 庶民院、または同院の公会計会議。

(5) 下院の公会計会議（「下院会議」）から要請があった場合、議会の公会計会議は、以下の措置を講じることができる。

(a) 下院公会計会議の代理として会計責任者から証言を聴取し、

(b) 聴取した証言について庶民院会議に報告すること、および

(c) 聴取した証言を下院会議に送付すること。

(6) 1983年国家監査法（c.44）第13条（下院公会計会議への言及の解釈）は、同法の目的のために適用されるのと同様に、本項の目的のためにも適用される。

施行に関する情報

I82 付則第2条第18項は、S.I. **2015/1785第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された。

予算案

19 (1) 第 1 会計年度を除く各会計年度について、コミッショナーは、コミッショナーおよびコミッショナーの職員の収入および支出の見積書を作成しなければならない。

(2) コミッショナーは、当該予算案が対象とする会計年度の開始の少なくとも5ヶ月前までに、その予算案をウェールズ大臣に提出しなければならない。

(3) ウェールズ大臣は、本項に従って提出された予算案を検討し、その後、適切と認める修正を加えて、その予算案を議会に提出しなければならない。

修正等（本文の変更なし）

C5 付則 2 第 19(2) 項は、2015 年「将来の世代の福祉（ウェールズ）法（付随規定）規則 2015（第 1924 号）」規則 1(2)、**4** により修正（2015 年 11 月 23 日）された。

施行に関する情報

I83 付則2第19項は、S.I. 2015**/1785第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された。

会計

20 (1) コミッショナーは、次のことを行わなければならない—

(a) 適切な会計記録を保管すること；

(b) 各会計年度について、財務省の同意を得てウェールズ大臣が示した指示に従い、決算書を作成すること。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

(2) ウェールズ大臣が本項に基づき与えることができる指示には、以下に関する指示が含まれる。

(a) 決算書に記載すべき情報および決算書の表示方法；

(b) 決算書の作成に準拠すべき方法及び原則；

(c) 財務諸表に添付すべき追加情報。

(3) ウェールズ大臣は、本項に基づき与えた指示を変更または取り消すことができる。

施行に関する情報

I84 付則2第20項は、S.I. 2015/1785**第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された。

監査

21 (1) コミッショナーは、当該会計年度について作成された決算書を、遅くとも翌会計年度の8月31日までに、ウェールズ監査役に提出しなければならない。

(2) 監査役は、以下のことを行わなければならない。

(a) 本項に基づき提出された決算書を審査し、認証し、報告を行わなければならない。また

(b) 会計書類が提出されてから遅くとも4か月以内に、認証済みの会計書類の写しおよびそれに関する報告書を議会に提出しなければならない。

(3) 本項に基づき提出された決算書を審査するにあたり、監査役は、当該決算書に関連する支出が、法令に則り、かつそれを規律する権限に従って行われたものであると確信した場合に限り、当該決算書を認証しなければならない。

施行に関する情報

I85 付則 2 第 21 項は、S.I. 2015/1785 **第 2 条 (o)** により、2015 年 10 月 16 日に発効した。

資源の活用に関する審査

22 (1) ウェールズ監査役は、コミッショナーの職務の遂行において資源がどの程度経済的、効率的かつ効果的に使用されたかについて調査を行うことができる。

(2) ただし、監査役は、コミッショナーの政策目標の妥当性について異議を唱える権限を有しない。

(3) 本項に基づく調査を実施する前に、監査役は、以下の措置を講じなければならない。

(a) 議会の公会計会議と協議し、かつ

(b) 調査を実施すべきかどうかに関する同会議の見解を考慮しなければならない。

(4) 監査役は、—

(a) 合理的に実行可能な限り速やかに、本項に基づき実施された監査の結果に関する報告書を公表し、かつ

(b) 報告書の写しを議会に提出する。

施行に関する情報
I86 付則2第22項は、S.I. 2015/1785**第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された

印章および文書の有効性

23 (1) コミッショナーは、印章を保有することができる。

(2) 以下の要件を満たすとされる文書—

(a) コミッショナーの印章の下で適正に作成されたものであると称する文書、または

(b) コミッショナー自身またはその代理人によって署名されたものであると称する文書は、

は証拠として受理され、反証がない限り、そのように作成または署名されたものとみなされる。

施行に関する情報
I87 付則2第23項は、S.I. 2015/1785**第2条(o)**により、2015年10月16日に施行された

別表3 （第34条により導入されたもの）

公的サービス会議：追加規定

定足数

1 公的サービス会議の会議の定足数は、その会議全員とする。

施行に関する情報
I88 付則3第1項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日より施行

第1回会議

2 (1) 公的サービス会議は、会議が設立された日から60日以内に会議を開催しなければならない。

(2) 会議の初回会議の議長は、地域自治体が務めなければならない。

施行情報
I89 付則3第2項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日より施行。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

義務付けられた会議

3 (1) 公的サービス会議は、1972年地方自治法（c.70）第26条に基づき行われる各通常選挙（議員選挙）の日から60日以内に会議を開催しなければならない。

(2) 地域自治体は、第(1)項に基づき開催される会議の議長を務めなければならない。

施行情報
I90 付則3第3項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日より施行

権限の範囲

4 (1) 公的サービス会議は、最初の会議において、その業務範囲について合意しなければならない。

(2) その職務範囲には、以下を含めなければならない。

(a) 本法に規定されていない範囲において、その後の会議で従うべき手続；

(b) 今後の会議の予定案；

(c) 本法に規定されていない範囲において、第30条に基づき参加者を招請するための手続；

(d) 理事会が、招待された参加者やその他のパートナーをどのように関与させることを意図しているかに関する提案；

(e) 理事会が、当該地域の経済的、社会的、環境的および文化的なウェルビーイングの向上に関心があると判断する者を関与させるための提案（第38条(1)(k)項および第43条(1)(k)項に基づき当該者に協議を行うことに加えて）；

(f) 1つ以上の小会議の設置に関する提案（理事会に代わって各小会議が行使する職務の詳細を含む。ただし、第6項を参照のこと）；

(g) 理事会の機能の行使に関連して委員間で生じた意見の相違を解決するための手続；

(h) 会議が適切と認める、会議の運営に関するその他の条件。

(3) 公的サービス会議は—

(a) 第3条第1項に基づき開催される各会議において、その職務範囲を見直さなければならない。また、

(b) その他の会議においても、その権限範囲を見直すことができる。

(4) 見直し後、公的サービス会議はその職務権限を改正することができる。

施行に関する情報
I91 付則 3 第 4 項は、S.I. 2016/86 **第 3 条**により 2016 年 4 月 1 日に施行

行政上の支援

5 地域自治体は、公的サービス会議に対し、行政上の支援を提供しなければならない。

施行情報

I92 付則3第5項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

小会議および権限委譲

6 (1) 公的サービス会議の下部組織は、

(a) 当該会議の構成員を少なくとも1名含めなければならない。また

(b) 招待された参加者またはその他のパートナーを含めることができる。

(2) 小グループは、会議がその活動指針において承認した会議の機能を行使することができる。

(3) ただし、当該業務範囲において、小会議に対し以下の権限を付与してはならない—

(a) 第30条に基づき参加者を招請すること；

(b) 理事会の地域目標を設定、見直し、または改定すること；

(c) 第37条に基づき、ウェルビーイングに関する評価を作成または公表すること；

(d) 第38条に基づき協議を行うこと、または協議の目的で第37条に基づく評価の草案を作成すること；

(e) 地域ウェルビーイング計画を作成または公表すること；

(f) 第43条に基づき協議を行うこと、または協議の目的で地域ウェルビーイング計画の草案を作成すること；

(g) 地域ウェルビーイング計画を見直したり修正したりすること、または修正された地域ウェルビーイング計画を公表すること；

(h) 第44条 **[**F32 または第47条**]**に基づき協議を行うこと；

(i) 会議が—

(i) 第47条(1)に基づき、他の公的サービス会議と合併すること、

[F33(ia) 当該会議が第47条に基づく合併会議である場合、第47条(7)に基づき分割または部分分割を行うこと、**]** または

(ii) 第48条(1)に基づき、他の会議と協力すること。

条文の修正

F32 付表3第6条(3)(h)項の文言は、2021年地方自治体・選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175条(3)(q)**および付表14第1条(8)(a)**により（2021年3月20日）挿入された。

F33 付表3第6条第3項(ia)は、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175条第3項(q)および付表14第1条第8項(a)により（2021年3月20日）挿入された。
第175条(3)(q)、**別表14第1項(8)(b)**

施行に関する情報

I93 付則3第6項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

会議への出席

7 (1) 公的サービス会議の各構成員は、会議において、以下の表に当該厚生委員に関して指定された者によって代理されなければならない。

(a) 以下の表において当該厚生委員に関して指定された者、または

(b) (a)項に言及する者が指定するその他の者（ただし、地域自治体の選出された市長または執行責任者は、当該自治体の執行部の他の構成員のみを指定することができる）。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

表2

構成員	代表者
地域自治体	当該自治体の選出された市長 または執行役として選出された議員 [当該自治体の議長、および [F34 2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法第54条に基づき任命された当該自治体の最高執行責任者]。
地方保健会議	会議が以下のいずれかを指定した場合— (a) 委員長； (b) 最高責任者； (c) その両方。
ウェールズの消防・救助当局	以下のうち、 指定する者— (a) 委員長； (b) 消防本部長； (c) その両方。
ウェールズ天然資源庁	最高経営責任者

(2) 「選出市長」および「執行リーダー」は、いずれも2000年地方自治法（c.22）第2部におけるのと同様の意味を有する。

(3) 招待された参加者は、公的サービス会議の会議において、当該参加者が指定した個人によって代表されるものとする。

(4) 公的サービス会議は、その他のパートナーのいずれかを、公的サービス会議の会議（またはその会議の一部）に出席するよう招待することができる。

(5) 当該他のパートナーは、公的サービス会議が会議への招待状において指定した個人によって、会議において代表されるものとする。

条文の改正

F34 付表3第7項の文言は、（2022年5月5日）2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175条(7)、**付表5第19項**、およびS.I. 2021/231第6条(s)により置き換えられた。

施行に関する情報

I94 付表3第7項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

別表4

（第46条により導入されたもの）

公的サービス会議：付随的改正および廃止

1997年教育法（c.44）

1 1997年教育法第38条(2A)(b)において、「第25条および第26条」という文言を「第25条」に置き換える。

施行に関する情報
I95 付則4第1項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

2000年地方自治法（c.22）

2 2000年地方自治法は、次のように改正される。

施行に関する情報
I96 付則 4 第 2 項は、S.I. 2016/86 **第 3 条**により 2016 年 4 月 1 日に施行

F353

条文の改正
F35付則4第3項は、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175条(7)、**付則3第7項**、およびS.I. 2021/231第4条(c)に基づき、2021年11月1日に削除された。

F364

条文の改正
F36 付則4第4項は、2021年地方自治体および選挙（ウェールズ）法（asc 1）第175条(7)、**付則3第7項**、およびS.I. 2021/231第4条(c)に基づき、2021年11月1日に削除された。

5 第21条（概要・精査委員会の第(4)項の末尾に、未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）（議会制定法第2号 2）の第4部」を挿入する。

施行に関する情報
I97 付表4第5項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

6 同法第21B条（概要・精査委員会への回答義務）において、第(1)項の後に次の規定を挿入する—

「(1A) 『未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）』（議会制定法第2号 2）第35条(1)(c)に基づき公的サービス会議に対して提出された報告書または勧告は、本条の目的上、当該会議の構成員である地域自治体に対する報告書または勧告とはみなされない。」

施行情報
I98 付則4第6項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

2002年教育法（c.32）

7 2002年教育法第21条(9)（学校の運営に関する一般的な責任：「関連する児童・青少年の計画」の定義）において、(b)項を次のとおり置き換える—

「(b) ウェールズの学校に関しては、地域自治体が構成員である公的サービス会議が、未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）（議会制定法第2号 2）第39条または第44条第5項に基づき公表した地域ウェルビーイング計画。」

施行に関する情報
I99 付則4第7項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行される。

2004年計画および収用法（c.5）

8 2004年計画および収用法（地域開発計画）第62条は、次のように改正される。

施行に関する情報
I100 付則第4条第8項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

9 第(5)(d)項において、「コミュニティ戦略」を「地域ウェルビーイング計画」に置き換える。

施行情報
I101 付表 4 第 9 項は、S.I. 2016/86 **第 3 条**により 2016 年 4 月 1 日に施行

10 第(7)項を次のとおり置き換える—

「(7) 地方ウェルビーイング計画は、未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）（議会制定法第2号 2）第39条または第44条第5項に基づき、以下の者によって公表された場合に、関連性があるものとする。

(a) 郡議会または郡自治区議会である当局の場合、当該当局が構成員である公的サービス会議；

(b) 国立公園管理機関である当局の場合、当該当局の管轄区域の一部を含む区域を管轄する公的サービス会議。」

施行情報
I102 付則第4条第10項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行された。

2004年児童法（c.31）

11 2004年児童法は、次のように改正される。

施行情報
I103 付則第4条第11項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

12 第25条（ウェルビーイングの向上に向けた協力：ウェールズ）において、第(9)項の後に次の規定を挿入する—

「(9A) ウェールズの地域自治体が本条に基づき講じる措置に関する情報は、当該地域自治体が構成員である公的サービス会議が、『未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）（議会制定法第2号 2）』第39条または第44条第5項に基づき公表する地域ウェルビーイング計画に含めることができる。」

施行に関する情報
I104 付則第4条第12項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行される。

13 第26条（児童・青少年計画：ウェールズ）は廃止される。

施行情報
I105 付表4第13項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日より施行

14 第27条において—

(a) 第(1)(a)項において、「第25条及び第26条」という文言を「第25条」に置き換える；

(b) 第(1)項(b)において、「それらの条」を「当該条」に置き換える；

(c) 当該条の見出しを「第25条に基づく職務の責任」とする。

施行に関する情報
I106 付則4第14項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行される。

15 第30条(2)(a)（第3部に基づく職務の検査）において、「または26」という文言は廃止される。

施行情報
I107 付表 4 第 15 項は、S.I. 2016/86 **第 3 条**により 2016 年 4 月 1 日に施行

16 第50A条(2)(c)項（介入－ウェールズ）において、「, 26」という文言は廃止される。

施行情報
I108 付表4第16項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

17 第66条(7)（第26条に基づく規則の手続き）は廃止される。

施行情報
I109 付則4第17項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

2006年ウェールズ政府法（c.32）

18 2006年ウェールズ政府法（下位法令を制定する特定の施行前の権限に関する手続）の付表11第35条(4)において、表2の2004年児童法第26条(2)(f)および(4)に関連する記載は廃止される。

施行に関する情報
2016年4月1日にS.I. **2016/86第3条**により施行された**I110**付則4第18項

2006年国民保健サービス（ウェールズ）法（c.42）

19 2006年国民保健サービス（ウェールズ）法第40条（ウェールズにおける健康およびウェルビーイング戦略）は廃止される。

施行に関する情報
I111 付則4第19項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

2009年地方自治体（ウェールズ）法（nawm 2）

20 2009年地方自治体（ウェールズ）措置は、次のように改正される。

施行情報
I112 付則第4条第20項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

21 第2部（地域社会戦略および計画）は廃止される。

施行情報
I113 付則第4条第21項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日より施行

22 第48条(2)(b)、第50条(5)(c)および第51条(3)は廃止される。

施行に関する情報
I114 付則4第22項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

23 別表3は廃止される。

施行情報
I115 付則4第23項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

2010年児童・家族（ウェールズ）措置（nawm 1）

24 2010年児童・家族（ウェールズ）法は、次のように改正される。

施行情報
I116 付則第4条第24項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日より施行される。

25 第2条第8項において、「および2004年児童法（c. 31）第26条」という文言は廃止される。

施行に関する情報
I117 付則4第25項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

26 第4条（地域自治体による戦略の策定）において—

(a) 第(1)項において、「2004年児童法（c. 31）第26条に基づく計画の権限により」という文言を、「当該自治体が構成員である公的サービス会議による未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）第39条または第44条第5項に基づく地方ウェルビーイング計画 （議会制定法第2号 2）に基づき、当該自治体が構成員である公的サービス会議によって策定されたもの。ただし、当該自治体の戦略が当該計画の不可欠な構成部分である場合に限る」と置き換える。また、

(b) 第(2)項及び第(3)項は廃止される。

施行情報
I118 付則第4条第26項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行される。

27 第5条（他のウェールズ当局が策定した戦略）において—

(a) 第(4)項は廃止される。また

(b) 第(5)項において、「計画」から同項の末尾までの文言を、「ウェールズ当局がその職能を行使する地域自治体区域について、各公的サービス会議が『未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）（議会制定法第2号 2）』第39条または第44条第5項に基づき公表した地域ウェルビーイング計画」に置き換える。

施行に関する情報
I119 付則第4条第27項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行される。

2010年精神保健（ウェールズ）措置法（nawm 7）

28 2010年精神保健（ウェールズ）措置法は、次のように改正される。

法改正：「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」は2025年1月28日以前に施行が確認されたすべての改正を反映。
将来的に施行される可能性のある改正もある。実施済みの改正は本文中に記載、注釈で参照されている。
（詳細は、文書の末尾を参照）未反映の改正を表示

施行情報
I120 付則4第28項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

29 第2条（地域の初級メンタルヘルス支援の提供に関する共同計画サービス）の後、第(2)項の次に次の規定を挿入する—

「(2A) 計画は、各パートナーが構成員である公的サービス会議により、『未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）（議会制定法第2号 2）』第39条または第44条(5)に基づき公表される地域ウェルビーイング計画に組み込むことにより、登録することができる。」

施行に関する情報
I121 付則第4条第29項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行される

30 第11条（2004年児童法の改正）は廃止される。

施行に関する情報
I122 付則4第30項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日より施行される。

2011年地方自治体（ウェールズ）法（nawm 4）

31 2011年ウェールズ地方自治体法の第128条（コミュニティ・カウンシルのウェルビーイング増進に関する権限に関する経過規定）は廃止される。

施行に関する情報
I123 付則 4 第 31 項は、S.I. 2016/86 **第 3 条**により 2016 年 4 月 1 日に施行

2013年公的監査（ウェールズ）法（議会制定法第2号3）

32 2013年公会計監査（ウェールズ）法第23条（手数料に関する一般規定）において、第(3)(c)項の後に以下を挿入する。

「(ca) 未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）議会制定法第2号 2）第15条に基づく審査（当該機関が持続可能な開発の原則に従って行動した程度を評価する目的で行われる公的機関に対する審査）；」。

施行に関する情報
I124 付則第4第32項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行される。

2014年Social Services and Well-being （ウェールズ）法（議会制定法第2号4）

33 2014年Social Services and Well-being（ウェールズ）法第14条（介護および支援のニーズの評価、介護者への支援、および予防サービス）において、

(3)および(4)は廃止される。

施行に関する情報
I125 付則第4条第33項は、S.I. 2016/86**第3条**により2016年4月1日に施行

34 当該条項の後に以下を挿入する—

「**第14A条 第14条に基づくニーズ評価後の計画**

(1) 本条において、「関連機関」とは、第14条(1)に基づく共同評価を実施した地域自治体または地方保健会議をいう。

(2) 各関連機関は、以下を定めた計画を作成し、公表しなければならない—

(a) 第14条(1)項(a)から(c)までの規定に基づくニーズ評価に対応して、当該機関が提供し、または提供の手配を行うことを提案するサービスの範囲および水準；

(b) 地域自治体の場合、第15条(2)（予防サービス）に定める目的の達成を図るために、当該自治体が提供し、または提供の手配を行うことを提案するサービスの範囲および水準；

(c) 地方保健会議の場合、第15条第5項（地方保健会議が職務を遂行するにあたり予防措置の重要性を考慮すること）に基づく義務に関連して、当該会議が実施を予定している事項；

(d) 計画に定められたサービスがどのように提供されるか。これには、ウェールズ語を用いてサービスを提供し、またはその提供を手配するために当該機関が講じようとする措置が含まれる；

(e) 第14条第1項に基づく評価を受けて、当該機関が講じようとしているその他の措置；

(f) 当該機関が、他の関連機関と共同で、当該評価に応じて実施することを提案する措置の詳細；

(g) 計画に定められた事項を実施するために投入される資源。

(3) 関連機関の計画は、当該機関が構成員である公的サービス会議が、「未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）」（以下「2015年法」という）第39条または第44条(5)に基づき公表する地域ウェルビーイング計画に組み込むことにより、公表することができる。

(4) 第14条(1)に基づき共同評価を実施した地域自治体および地方保健会議は、第(2)項に基づき共同で計画を策定し、公表することができる。

(5) 2つ以上の地域自治体は、第(2)項に基づき計画を共同で策定し、公表することができる。ただし、そのような共同計画は、各地域自治体が公的サービス会議の構成員である場合に限り、地域ウェルビーイング計画に組み込むことにより公表することができる（2015年法の第47条および第49条（公的サービス会議の統合）を参照）。

(6) 関連機関は、ウェールズ大臣に対し、以下のものを提出しなければならない。

(a) 第(2)項に基づき作成した計画のうち、介護者の健康及びウェルビーイングに関連する部分；

(b) 規則で指定される当該計画のその他の部分。

(7) 規則は、第(2)項に基づき作成され公表された計画について、以下の規定を含む規定を設けることができる—

(a) 計画の公表時期を明記するもの；
(b) 計画の見直しについて；
(c) 計画の策定または見直しに際しての関係者への意見聴取について；
(d) 計画に定められたサービスおよびその他の措置のモニタリングと評価について。
」

施行に関する情報
I126 別表4第34項（S.I. **2016/86第4条**により、2016年4月6日に施行）

2015年女性に対する暴力、家庭内虐待および性的暴力（ウェールズ）法（議会制定法第2号x）

35 2015年女性に対する暴力、家庭内虐待及び性的暴力（ウェールズ）法第5条（地域戦略の公表及び見直し）において、第(5)項の後に次の規定を挿入する。

「(5A) 地域戦略または改訂された戦略は、地域自治体および地域保健会議がともに構成員である公的サービス会議により、未来世代のためのウェルビーイング法（2015 年ウェールズ）（議会制定法第2号 2）第39条または第44条(5)に基づき公表される地域ウェルビーイング計画に含めることにより、公表することができる。」

施行に関する情報
I127 付則第4条第35項は、S.I. 2016/86**第3条**により、2016年4月1日に施行される。

法令の変更：

「2015年未来世代のためのウェルビーイング法
（ウェールズ）」は、2025年1月28日以前に施行されていることが判明しているすべての改正を反映しています。将来的に施行される可能性のある改正もあります。実施済みの改正は本文中に記載されており、注釈で参照されています。

未反映の変更を確認する

まだ適用されていない変更およびその影響：

– 2021年改正法第1条第170項(2)(c)により、付則4第20～23項および関連見出しが削除された